

大阪通商司と「外圧」の実相

新潟との比較的観点から

青柳正俊

Real Picture of Osaka Tsushoshi and “External Pressure”: From the Comparative Aspect with Niigata

AOYAGI Masatoshi

序章

① 大阪での政策と「外圧」の経緯

② 大阪での経緯の舞台裏

③ 通商司政策の隘路

まとめと考察

【論文要旨】

通商司は、明治新政府の貿易政策を所管する官庁一機関として明治二年に設置され、その後、産業育成、金融など広範な政策領域を担った。その政策展開は、通商会社・為替会社の設立を通じて、会社・銀行という近代資本主義に不可欠な経済単位の創出を目指す取組でもあった。しかしながら、政策は早期に隘路に陥り、短命に終わった。この失敗の要因としては、政策に内在するいくつかの要因とともに、外国からの強い抗議の圧力があったことが指摘されている。

通商司政策に対する「外圧」の記録は、主に新潟及び大阪におけるこの政策の展開に関して残されている。すでに新潟におけるこの政策の経緯を考察している筆者は、本稿において、日本及びイギリスの外交文書を中心に据えて、大阪での経緯を改めて把握した。そして、その把握を通じて、通商司政策と「外圧」との関係を総体として考察した。

大阪における経緯に関しては、先行研究の認識とは異なり、着手後の早い段階で、政策へのイギリスからの強い抗議が招来されていた、ということが判明した。政策を

立案した明治政府内の急進派は、本来、経済の早急な近代化を希求したのだが、「大阪商社規則」に表出されていたのは、近世以来の特定商人の排他的結合（株仲間）との妥協を図った政策枠組みであった。イギリスは、急進派が標榜する政策理念自体は是としたが、その妥協を厳しく糾弾した。政府主導による巨大な貿易独占の試みではないか、として外圧を加えた。

やがて新潟・大阪の両地における動きが合流し、通商司は外交問題化し、これに政府内の路線対立が密接に絡まった。そのなかで、通商司は推進体制を弛緩させ、次第に力を失っていった。

通商司政策をめぐるのは、未成熟な前提条件のなかで経済の近代化と対外自立に取り組んだ我が国の性急な動きが、列強諸国とのあいだに摩擦を生じさせた。筆者はその陰影に富んだ展開のありようを、本稿を通じて明らかにした。

【キーワード】 通商司、通商会社、大阪、新潟、パークス

序章

通商司は明治二年二月、貿易政策を所管する官庁一機関として出発し、同年六月以降は産業育成、流通、金融、間接税確保など広範な政策領域を管轄した。それら政策を実現するため、通商司は、東京に本司を置き、大阪・京都、及び開港場や主要商業地に拠点を構えた。また、政策遂行のため、民間会社として通商会社・為替会社を創置した。しかしながら、政策は早期に隘路に陥り、明治四年七月には早くも通商司が廃止され、やがて各地の通商・為替両会社も精算されていった。この早期の破綻の背景には、政策に内在する様々な要因に加えて、外国からの強い抗議の圧力があつたとされる。

通商司が通商会社・為替会社を実働部隊として推進したそのような政策に関して、これまで筆者は、新潟に関する事態の推移が克明に記録されているイギリス外交文書を分析し、同国の視点から見えた経過を詳しく追った⁽¹⁾。また、この分析を基礎として、日本側の外交文書に再検討を加え、明治政府の内情も含めた経過の全体像の把握を試みた⁽²⁾。その全体像とは、概ね以下のとおりであった。

明治二年十二月、中央の官員ら、及び東京の特権商人らが新潟に乗り込み、まもなく通商司支署（新潟通商司）、通商会社（新潟商社）が設置された。翌三年一月には商社規則が告知され、以降、地元商人への新潟商社加入の強制、及び港の商取引に対する官員の強い介入による流通統制が進められた。そのような施策展開に対して、政府中央は、本来の通商司政策が目指す改革的意図とのずれを認知した。そして、その修正を指示した。しかし中央と新潟とは意思疎通を欠き、調整は長引いた。その一方で、新潟通商司による措置は地元商人からの激しい反発を招いた。現地の通商司は、なおも自らのやり方を貫こうとしたのであった。

港は混乱し、廻船の往来は一時途絶え、商取引も全面停止に陥った。

これと並行して外国からの抗議が誘発された。現地官員による港の流通独占への志向は明白な条約違反であり、開港場たる新潟における外国側の商業利益を侵すもの、と理解されたからである。抗議は主にイギリスからであった。このままでは政府中央が意図する政策調整は実現困難、とみなしたイギリスは、新潟と東京で猛烈な「外圧」を加えた。そして七月、新潟における通商司政策は、通商司支署の現地からの撤退により幕を閉じた。施策着手から幕引きまで、約半年という短さであった。新潟での経緯がおおよそ理解できた現在、次に掘り下げて確認しておくべき、と考えられるのは、大阪における通商司政策である。というのも、この政策をめぐる主な外交的係争は、新潟と並んで大阪が舞台となっていたからである。

通商司政策は三都をはじめ開港地などで展開された。しかしながら、日本側の外交文書でこの政策への外国からの抗議が一件書類として残されているのは、新潟及び大阪に関してだけである⁽³⁾。他の開市開港等に関するものは存在しない。

一方、イギリスの外交文書においても、管見の限り、やはり新潟及び大阪における事態への対処だけが記録されている。しかも、公使パークス自身が「通商司や商社といった組織は、江戸では活動していない。自分が知る限り、新潟及び大阪・兵庫以外の開港場では活動していない」と明言している⁽⁴⁾。ここでは大阪と神戸は一地点として捉えられ、大阪通商司の活動の範囲で言及されている。

以上からすると、この政策への「外圧」は、主に、筆者がすでに分析した新潟、そして大阪で加えられていた、と認められる。

その大阪通商司の経緯をたどった周知の研究には、菅野和太郎によるものがある⁽⁵⁾。菅野は明治以来の政府系編纂による史料群を中心に据えて、大阪通商司の設立経緯から大阪通商会社・為替会社の構成・活動などを

詳論した。菅野による研究は、現在でも大阪におけるこの政策の展開に
関する標準的な理解を提供する。また、我が国の経済近代化における通
商司の位置づけも明確にされている。⁽⁷⁾すなわち、通商司を通じた通商會
社・為替会社の設立は、明治新政府が新規の経済制度を樹立するための
最初の行動であり、これらが数年のうちに解散の憂き目にあつたとい
え、我が国経済の資本主義化への道を切り拓いたものとして、少なから
ぬ意義を有する取組であつた、とされた。

「外庄」に関しては、菅野は大阪における明治初期の対外交渉に関
する史料などを依拠史料に加えて、対外自立を実現する過程で我が国が
対峙したこの客体を、巨大な資本を背景に我が国を圧倒せんとしたもの
として描いた。一方、間宮⁽⁹⁾及び青山⁽¹⁰⁾の視点は、通商司政策を、「巨大な
貿易独占」であり自由貿易に反する、とした外国からの抗議は、この政
策に内在する性格に由来するものであり、抗議の招来は政策展開の避け
がたい帰結、とするものであつた。

しかし、いずれにしてもこうした研究においては、外交案件の直接的
な記録である日本、イギリス双方の外交文書の活用は極めて限定的であ
る。筆者としては、新潟に関する分析と同じく、これら史料を用いて大
阪通商司の経緯を追い、そこから得られる知見を、通商司政策をめぐ
る「外庄」の実相をより深く考察する材料としたい。本稿ではその作業を
試みる。

本稿の構成を次のとおりとする。

まず、続く第一章において、大阪での経緯そのものを、改めて時系列
で把握する。すなわち、明治期の政府系編纂史料が伝え、またそれらを
考察に用いた菅野が描いた「外庄」に関して、その実態を主に両国外交
文書を典拠に加えて再検討する。イギリス公使パークスからの抗議及び
それに対する明治政府の対応は、時期的に二回に分かれることから、こ
れに従って、第一節を政策着手からイギリスによる抗議の発端まで、第

二節をパークスによる「第一の抗議」とその顛末、第三節をパークスに
よる「第二の抗議」とその顛末、第四節を以降の動向、と分ける。この
ように時系列に大阪での経緯を再検討することで、先行研究による「外
庄」の理解に修正を加える。

第二章では、日本・イギリスの双方の内部事情に関して、諸史料から
の材料を整理して理解を深める。すなわち、ここでは双方の舞台裏を探
ることになる。第一節ではイギリス側に関して、通商司政策の分析と評
価を中心に、第二節では日本側に関して、この政策の政治的背景と政策
の変容の様子を中心に、各々考察する。

第三章は、再び「外庄」に関して、今度は新潟での展開と併せて、こ
の政策が外交案件として処理されていく過程を確認し、やがて政策が沈
滞するまでを把握する。

最後に、以上をまとめ、全体の考察を試みる。それにあたっては、筆
者がすでに分析した新潟との比較を加えて、総体としての、通商司政策
及びそれへの「外庄」を扱う。

①大阪での政策と「外庄」の経緯

第一節 政策着手と抗議の発端

(1)大阪での着手

大阪での通商司政策着手の動きは、明治二年五月中旬、通商司を管掌
する会計官が、大阪の富豪らに東京への出頭を命じたことに始まる。六
月八日、この命に応じて東京に向いた富商らに対して、会計官判事の
山口範造（尚芳）・伊藤俊介（博文）・五代才助（友厚）の三名は、大阪
で通商会社・為替会社を設立しよう勧説し、同日、「通商司為替会社
並に御貸付方惣頭取申付候事」との辞令を下付した。

六月二十一日、山口が大阪通商司詰として、また井上開多（馨）が外国官判事として、ともに大阪に赴き、現地での通商司政策が着手された。加えて、東京で両会社設立への尽力を命ぜられた富商らも帰阪し、広く会社への参加を呼び掛けた。当時、一般に会社に関する知識はなく、幕末の度々の御用金で疲弊していた商人らを糾合することは容易でなかった、とされる。しかし政府は主だった商人には会社の役付きを命じ、身元金（出資金）を提供させた。こうした強い勧誘の結果、八月十日、通商・為替の両会社が設立された。

八月、「大阪商社規則」が官版として刊行された。これは、商社規則と称しているが、内容としては、通商会社及び為替会社、という二つの会社の規則から構成されていた。⁽¹¹⁾

同月二十四日、通商会社・為替会社は中之島の大阪通商司の域内に事務所を置き、業務を開始した。

通商会社の一部を構成する外国貿易商社の設立に関する動きは、九月四日、大阪府が各業種の株仲間の主だった者に対して通商司への出頭を命じたことに始まる。⁽¹²⁾ すなわち、通商会社そのものと同様、貿易商社もまた、富裕商人の結集によって立ち上げられたのであった。

以上が、これまで理解されている大阪における初期の推移である。⁽¹³⁾

(2) イギリスからの抗議の発端

さて、イギリス外交文書によれば、こうした動きをイギリス側が認知したのは、この九月上旬の外国貿易商社立ち上げからまもなくの時点であった。九月十八日（一八六九年十月二十二日）、現地イギリス領事ガワーは、大阪府に対して「貴国政府より、輸出品は新たに設置された組織へ報告してからでない」と外国人と売買できない、との告知がなされたと聞く。これは通商の自由を侵害し、条約の精神と目的に反するのではないかと抗議の書翰を発した。⁽¹⁴⁾ ガワーはここで、抗議の根拠となる条

文を示していない。しかし、政府の主導により設立された組織が貿易取引に対して管理を及ぼすことは、日英両国の修好通商条約第十四条が規定する自由貿易の原則に反している、というのがガワーの抗議の趣旨であった、と考えられる。⁽¹⁵⁾

以降においてガワーが問題としていくのは、何よりも「大阪商社規則」の条文そのものであった。そこでは、新たな業種への参入を希望する者に対して通商会社がこれを拒否する権利が明示されており（第二十一条）、とりわけ外国貿易に関しては、通商会社に属する以外の者が外国商館と接触してはならない（第二十二条）、という、社外の者を拘束する規定がなされていた。ガワーは、自由であるはずの通商に政府が関与し、独占状態の形成が企図されているのではないかと考えたのであった。

右の両条については原文を示しておく。

大阪通商会社規則

第二十一条 大坂市中商人の内、当社中に不相加者にてても、従来の商業職業、相宮罷在候義は、初ヶ条の通勝手次第可為候へ共、新規の商売相始め候義は、品に寄、通商会社差支可相成哉も難計候に付、一々会社へ申出、差図を受け候上にて、為相始可申事。

第二十二ヶ条 外国貿易に相携候商業は、条約の規則不心得もの取扱候ては、意外の大害を生じ、彼に対し、御国恥にも相成候義等仕出候義、毎々有之候間、社外の者一切勝手に売買不相成、諸職人諸請負人等に至る迄、身元不慥成者等、猥に外国館舎に立入候義は、不相成規則に候事。

ガワーのこの抗議に対して、大阪府からの回答はなかった。そのためガワーは、十一月四日（六九年十二月六日）付の書翰で、同国公使パー

クスに対して、東京での本件対処を要請した。¹⁶ ガワーは「日本政府の最終目的が、外国との通商を政府のもとに掌握し、かつて出島でオランダが強いられていた条件下に限りなく近づけることにある、ということには、ほぼ疑いの余地がない」とパークスへ伝えた。この書翰を契機として、パークスからの「外庄」が始まる。

(3) 商社規則の変遷

さて、以降重ねられる「大阪商社規則」の変遷に関して、従来から明らかにされているのは、断片的な以下の三点である。

(ア) 「大阪商社規則」の一部効力停止

明治二年十一月二十四日、在阪の山口民部大丞は、大阪駐在の各国領事に対して「商人らが申し合わせて刊行した商社規則は、彼我商人の疑義を招き不都合なので、不用の条文を改めることとした」と通知した。

(イ) 「大阪商社規則」の全面廃止

同年十二月二十日、大阪府から市中へ、「内外貿易は自由に営んで差し支えない。両会社規則はこの趣旨に反し、疑惑を生じている」として、両会社規則の廃止が布告された。

(ウ) 改定「為替・通商両会社規則」の策定

明治三年三月、「規則のうちの疑義ある条項を廃止する、という布告により、両会社が解散したのでは、との憶測も広がっていることから、会社加入に支障が出ている」として、両会社規則が改めて定められた。

そしてまた、従来の史料理解では、こうした規則の変遷の結果、通商会社による貿易独占は排除された、とされている。

また、「大阪商社規則」と「外庄」との関係については、菅野の史料研究は、

(A) 右の(ア)から(ウ)までの変遷過程において、イギリス等外国政府からの具体的な抗議は確認されない。

(B) だがその一方で、その後の明治三年七月、パークスから「貿易独占がなおも継続している」と日本政府への抗議があった。

とする。菅野は、しかし(ウ)の両会社規則の改定によって貿易独占の問題が解決された以上、その後のパークスの抗議には根拠がない、とする。

しかしながら、両国外交文書が記録するところを事実同定に反映すれば、こうした理解には大幅な修正が必要となる。以下、順を追って述べる。前者(A)は、筆者が「第一の抗議」とするところと照応するものであり、次の第二節で扱う。後者(B)は、筆者が「第二の抗議」とするところと照応するものであり、その次の第三節で扱う。

第二節 パークスによる「第一の抗議」

(1) パークスの十一月来阪

先に述べた十一月四日のガワーからの書翰を受けたパークスは、十一月十九日(六九年十二月二十一日)に横浜を出航して大阪へ向かった。¹⁷ 神戸の居留地新聞(The Higo News)が伝えるところでは、神戸港にはその二日後の同月二十一日に到着した。¹⁸ パークスは東京から日本政府官員を伴っており、その官員は、貿易独占の試みを中止するように、との政府中央から大阪官員への指示を携えていた。¹⁹ その指示に基づき、山口は十一月二十四日(六九年十二月二十六日)付で、在阪外国領事らに対して、前記(ア)「大阪商社規則」の一部の効力を停止する旨を文書通知した。新聞には、山口の文書が英訳で掲載されているが、²⁰ ここでは、その通知を、日本側史料(『明治大正大阪市史』が収める原文)で示しておく。²¹ 山口は、東京からの指示に基づいて、両会社に「不用の条々相改候」ことを命じたのであった。

「以書翰申入候。然者、為替会社・通商会社商人共申合、刊行致し候商社規則之儀、外国貿易上二取り彼我商人疑惑を生じ候廉も有之、

不都合ニ付、右不用之条々相改候様、両会社共ニ申達し候。此段御心得迄ニ申入置候。謹言。」

パークスの十一月来阪から「大阪商社規則」の一部効力停止までの経緯について、以上のように居留地新聞は報じている。すなわち、先(ア)において、すでにパークスの関与が認められるのである。

もつとも、パークスは本来、「不用之条々相改候」ことを求めていたのではない。規則の存在自体を、そして両会社の存在自体を問題視していた。

「英国史料」によれば、短時間の神戸寄港の後すぐに長崎に向かったパークス⁽²²⁾に代わり、十一月二十七日(六九年十二月二十九日)、領事ガワが山口との直談判に臨んだ。その際の問答の仔細は、ガワのもとで公使館に在勤しており、談判に同席した通訳生ホッジスによるメモを通じて知ることができる⁽²³⁾。談判でガワは、先の通知よりも強い措置を求めた。以下、そのメモの要点をまとめる。

冒頭、ガワは、通商会社は両国の条約と矛盾する規則によって設立された、と批判し、貴官(山口)から、問題のある条項を削除するとの書翰を受け取ったが、それでは不十分である、会社自体を廃止すべきである、と述べた。そして、井上、山口ほか大阪官員の関与を追及し、この規則が官版として発行されたことも指摘した。これに対して山口は、規則は商人らが発したものであり、「大阪の」政府当局が発したものではない、もし「大阪の」当局が発したのであれば、「江戸の」卿ら(ministers)にこのことを伝えていたであろう、規則は江戸の政府官員が知らなかったことである、と応じた。ガワは、なおも、政府は富裕商人による独占を阻止すべきであり、自由な通商を確保するために介入すべきである、江戸から大阪へそのような指示が出ていることも承知している、とした。それでも山口は、政府は会社規則の発行を許可したにすぎない、とし、規則が会社による発行である以上、政府は条約に反す

る点を禁止することはできても、廃止することは命令できない、と、規則の全面撤回をなお拒んだ。だが、ガワが、通商会社規則の第二十一条、第二十二条が意味するところを執拗に追及すると、やがて山口は、日本はまだ開化したばかりである、商人は経済の初歩を学んでいる段階であり、彼らへの指導のためには、このような規則を設けなければならない(Japan is just opened. Japanese merchants are as yet in the alphabet of science and commerce, and regulations such as these must be framed for their instruction.)²⁴と、規則が政府主導によるものであることを認めた。そして、規則を撤回するとしても、商人らが寄り合う(meet together)のを止めることはできない、そのようなことをすれば、政府に対する彼らの恨みの気持ちが増すであろう、私は彼らからの信頼を得たいのだ、と答えた。(引用部分における「」は、本稿筆者による補足。以下、すべて同じ。)

なお、ホッジスによるメモには、山口は談判のなかで、株仲間のことを、何百年も存在してきた我が国の法である(that is a law which has existed in Japan for many hundred years)²⁵と述べた、ともある。

右の談判は、両会社の廃止及び規則の撤回、商人による通商に対する政府の不介入の保障、などのガワの要求を、山口が、持ち帰って検討したい、として終了した。

以上の談判の内容からすると、どうやら居留地新聞が報じたとおり、「大阪商社規則」は、山口ら大阪の官員は承知していたが東京には知らせていなかった、そしてパークスからこれを知らされた東京の官員が、この規則を改めさせるために、パークスとともに来阪した、ということのようにであった。

(2) パークスの十二月来阪

やがてパークスが山口・ガワ談判を引き継いだ。十一月来阪の後、

長崎での用件を済ませたパークスは、東京への帰路の途中、十二月五日から十三日までの一週間、再び大阪に立ち寄った。⁽²⁴⁾

この十二月来阪時における現地折衝について、パークスはロンドンの外務本省に対して「(一八七〇年)一月に大阪を訪れた主な目的の一つは、日本政府が私への約束をすみやかに実行に移していることを確認することであった。私は、予期していたとおり激しい反発に遭遇した。しかし結局、大阪の当局は、私が江戸から持ってきた政府の指示に従う意向を示し、私が大阪を離れるまでに布告が行われ、会社規則は廃止された。私は、この布告が地方当局の公印を添えて市中にすでに周知されたことを確認した」と報告している。⁽²⁵⁾ すなわち、「英国史料」が記すところは十二月九日(七〇年一月十日)、⁽²⁶⁾ 先の(イ)の「大阪商社規則」が廃止された。ここもまた、日本側史料からの原文を示す。⁽²⁷⁾

「内外貿易ノ儀ハ、先般来連ニ布令置候通り、勝手商法ニ付、衆民買商相管候義、勿論差支無之処、両会社板刻之規則面、右旨趣ニ振レ候廉モ有之、下々疑惑ヲ生シ候哉ニ相問候間、令廃止候……」

続く後段では、「最近、小規模商業者が生計を立てるために卸売を始めているが、同じ業種を営んでいる者があらゆる方法でこれに對抗している、と聞く。ある業種や職にある業者数を独占的に制限することは認められない」として、特に豆腐仲間・酒小売仲間・青物小売仲間など計十一品目の株仲間の存在が名指して否定されていた。

以上が、「英国史料」及び居留地新聞により補足を加えた、「大阪商社規則」廃止までの経緯である。

明治二年十一月にパークスが同伴したという日本政府官員がどのような人物なのか、あるいは、その官員が携えてきた大阪への指示の文面がどのようなものであったのか、ということは、残念ながら史料では確認できない。しかしながら、先行研究が見逃していた「第一の抗議」は、確実に存在していた。すなわち、パークス及びガワーからの強い「外庄」

により、大阪当局(大阪府・大阪通商司)の頑強な抵抗にもかかわらず、最終的には「大阪商社規則」が廃止に追い込まれたのであった。本節では、そこまでに至る大きな流れが把握できた。

第三節 パークスによる「第二の抗議」

(1) 貿易独占の継続

明治三年三月、改めて「為替・通商両会社規則」が定められた。

改定の趣旨は、大阪通商司(加藤通商大佑及び多久通商権少佑)から井上民部大丞への同月付(日付なし)の伺い書のなかで、「商社規則を発行したところ、外国人の疑念を生じさせた条項が二、三あり、これらの条項をやむを得ず廃止したが、このことによって、両会社そのものが廃止になったのではないかと世評紛々となった(為替通商両会社規則書、官板ニテ御発行相成候処、右之内、外国人其疑惑ヲ生シ候処、二三箇条有之、無御抛御場合ヨリ御廃止相成、…右御廃止相成候ヨリ、万一両会社モ御廃止相成候儀等モ可有之哉杯、世評紛々有之」とし、「このことが、新規に商社加入を募る際の支障となつているので、外国人から疑念を抱かれないような形で、改めて規則を定めたい」と述べられている。⁽²⁸⁾

さて、もはや廃止と世評されるほどの状態からの立て直しを図った、その新たな改定規則自体を確認すると、⁽²⁹⁾ 通商会社規則は当初の全三十四条から全二十六条へ、為替会社規則は全二十六条から全二十条へと、ともに条文の大幅な縮小整理がなされた。外国人に関する規定は、とりわけ問題とされていた通商会社規則第二十一条、第二十二条はもとより削除され、更には外国人との取引における太政官札(金札)の強制流通を目指す同規則第三十一条、為替会社規則第二十条、第二十一条などを含め、外国人との相対取引に規制を加える条文はすべて消去された。

ところが、神戸の居留地新聞は三月十六日(七〇年四月十六日)、すなわち、右の改定規則が公布された頃の時点での実態につき、概ね次の

ように伝えて⁽³⁰⁾いる。

「通商〔会社〕または貿易商社という独占の巢窟は未だ全く排除されて⁽³¹⁾いない。例えば、外国商人へ銅一捆を売ろうとすると、「日本商人は」まず通商〔会社〕またはその代理人からの許可を得なければならぬ。手数料、平たく言えば税金も支払わされる。これを無視すると、税関職員から叱責を受け、繰り返せば投獄されるかもしれない、という。パークス卿がこのウパスの木 *Upas tree*〔有害な樹木〕を根絶やしにしてくれていた〔十一月・十二月のパークス来阪を指すのであろう〕、と考えていたが、どうもそうではなかった。この邪悪なシステムは、実に生き生きと存在し続けているらしい」。

「英国史料」によれば、六月十七日（七〇年七月十五日）、こうした事態に対してイギリス外交官が動いた。大阪にいた領事代理エンズリーは、この時点で神戸に移っていたガワーに対して、大阪在住のイギリス商人の話として、「相対で取引した日本商人が、この取引について通商司への報告を怠ったために大変な困難に陥っている。通商司は外国人と売買される商品の価格を定め、日本商人はこの価格に従うことを義務づけられている。価格は通商司の手元の品物の在庫次第である」と現地の状況を報告した⁽³¹⁾。

六月二十八日（七〇年七月二十六日）、ガワーはエンズリーのこの報告をパークスへ伝えた⁽³²⁾。そして、「国内商業の中心である大阪での日本政府の不当な干渉と独占が根本から無効とされなければ、我々の商人にとつてこの「商都」の重要性が失われるだけでなく、この国における我々の利益全体が極めて深刻な影響を受けることになるだろう」と、ガワー自身の危機感を付け加えた。更には、「外国商社のうちのいくつかが、独占志向の通商会社との取引をよしとすれば、市場が寡占状態となってしまうのではないか」との懸念も伝えた。イギリス政府が擁護すべきと考えているのは、強者による独占・寡占ではなく、あくまでも自由な市

場であった。

(2) パークスからの「嚴敷掛合」

現地からの報告を受けたパークスは、七月十三日（七〇年八月九日）、外務省を訪れ、澤宣嘉外務卿、寺島宗則外務大輔に対して抗議を申し入れた。イギリスによる「第二の抗議」の発端である。

この抗議については、両国の外交文書に関連記録があるものの、抗議は口頭であり、ここで直接示すことができる正式書翰や談判の間答録は残されていない。しかし日本側外交文書によれば、パークスはこの談判で「通商社之組合ニ入さるものへは外国人之商法取計不為致、売込品も右会社之手を経ざる者は売込不相成」という仕法が再び行われている、と澤らに詰め寄った。この「大阪抗議一件」には、「嚴敷掛合」であった、と記されている。そしてその「嚴敷掛合」を受けた即日のうちに、外務省は大阪通商司に対して、「寛裕貿易」を心得るべきは条約に明文規定されている、商社を立て「壟断私有之権を奮」わせるなどあつてはならず、これが事実であれば条約違背は明らかである、「即刻御廃止」「急度御処分」せよ、と強く命じた。

一方の「英国史料」によれば、パークスは、後日の本省への報告のなかで、談判及びその後の処置を次のように伝えている⁽³⁴⁾。

「私は外務省の幹部を訪ね、議論の末、大阪への指示を發出させた。その指示は、私からもガワー氏へ送り、大阪の知府事に届けさせた。この文書のトーンは、これ以上望むべくもないもので、通商司は商社の行動を調査するよう指示され、もし通商に対する干渉が証明されれば、商社を廃止する権限が与えられている。したがって、必要と考えられることは、この指示が忠実に実行されることである」。

(3) 大阪での管掌争い

この後の展開については、今度は「大阪抗議一件」のなかに、特に日本政府内の政策調整の様子が克明に記されている⁽³⁵⁾。ここでは要点に絞ってその記録を追っていく。

七月十三日付の外務省からの指示を受けた大阪通商司は、これに対して容易に返答しなかった。また、大阪通商司への指示を別途外務省から伝えられていた大阪府は、外務省と同じように大阪通商司に回答を求めていたが、同通商司はそれにも応じなかった。大阪府からの再度の回答要求を受けて、七月二十九日、大阪通商司はようやく府に対して書翰を發出し、この件について「早速取調候処、当地商社中ニては右様手狭之規則決て無之」と伝えた。その書翰には、通商会社自身が同通商司へ提出した「社中取扱振、嚴重御尋ニ相成候得共、当商社中ニて右様手狭之取行、毛頭無御座候」とする書面が添えられていた。商人らが自ら証言しているとおり、他者の排除など行っていない、と大阪通商司は回答したのであった。

ところが大阪通商司は、府に宛てた右の書翰の後段に「貿易商社ハ貴外務局取扱相成居候ニ付、右規則当方ニは存不申候」と記し、通商会社を管掌すべきは大阪府外務局であり、我が大阪通商司ではない、と主張したのであった。

以降、両者は通商会社に対する監督権限をめぐり、都合三往復の書翰のやり取りを通じて、「通商会社は貴方の管掌である」と主張し合う、激しい「消極的」権限争いを演じた。

議論の膠着状態は八月十四日に解消した。この日、松尾寅之助（臣^{しげ}善^{よし}）通商大佑が大阪を訪れ、その松尾を交えて、大阪府と大阪通商司が直談判を行った。そして、その場で大阪通商司が自らの非を認めたのであった。八月十六日に大阪府が外務省へ報告した書翰に、その前々日の協議の様子が詳しく記録されている。要約すれば次のとおりである。

冒頭、大阪通商司は、当司が設置される以前に通商会社への商人糾合を率先していた大阪府外務局からは、何ら文書引継を受けておらず、そのうえである以上は通商会社全般の管掌は、引き続き府であるはず、とこの議論の当初からの同通商司の主張を繰り返した。これに対して大阪府は、確かに当初規則を立てたのは当時大阪府に所属した加藤祐一^{すけいち}であったが、その後、加藤は商社社員の名簿を持参して通商司支署へ移り、社員追加があれば通商司から府へ通知をもらっている。まして、加藤は商社社員からの身元金一切を持って通商司支署へ異動したのだから、現在の管掌が通商司であることは自明である、と応じた（「右商社之儀、元来外国局ニて、外開港場同様取起シ、加藤祐一掛リニて諸事規則相立テ居候、貴通商司御取立相成リ、其節加藤は通商司役員へ転職ニて、旧来之如ク貿易社取扱掛リニて、其社中より差出居候身元金并名前帳等取固メ、通商司へ加藤持参いたし、其後、社中へ加入之者有之節は、時々名前も通達有之候事故、別段受取渡之書類は無之候とも、右ニて通商司管轄之儀は判然」）。

やり取りの末、やがて大阪通商司は、実は通商会社に対して行うべき監督を怠っていた、と自らの非を認めた。いわく、通商司は人も規則も一定せず何事も貫徹できない、そのため先般は、貿易商社のことは知らぬと返答した、しかし貿易商社が外国人との取引に干渉していた件は、その後、先の七月十三日の外務省からの指示を受けて廃止させた、民蔵分離問題（第三章で改めて扱う）のため通商司は混乱している、については貿易商社のことは府が所管してくれないか。通商司は府へそのように要請した。府は、これまでどおり五厘銀の取立て⁽³⁷⁾だけは担当する、と応答した。

この八月十四日の協議の四日後、右の直談判の結論が文書で確認された。すなわち八月十八日、大阪通商司は府に宛てて、これまで三回の往復書翰では「意味の取り違い」があった、しかし十四日の協議で事が明

瞭になった（「其意味了解難致廉も有之、察候処、双方書中意味違之儀可有之、…右意味違之廉、明了相成候」、とし、ついでにはこれまでの往復書翰は取り消し、協議を踏まえて次のとおり両者の管掌を定めたい、とした。

・商業振興一般及び貿易商社を含む通商会社の監督は大阪通商司が担当する（「町人共商社ヲ結、手広ニ商業為相利益、商社ヲ盛ニ致候仕組、大体之詮議ハ、当司ニて可致候」）。

・法令に基づく貿易規制及び五厘金取立は大阪府が担当する（「於当港外国貿易筋ニ付て、抜荷密売等取締、五厘金取立会所等之儀ハ、従前之通、其外務局ニて御取扱有之度」）。

この合意は政府中央に伝えられ、両社による管掌争いは落着した。

以上、「大阪抗議一件」の記録からは、明治三年七月十三日のパークスの抗議申入れに端を発した、大阪府と大阪通商司の管掌争いの流れを、その細かな陰影に至るまで把握できる。しかし本稿の文脈で確認すべきは、そうした論争の詳細ではない。ここで重要なことは、右の記録のごとく、大阪通商司が通商会社への監督を懈怠していた事実からすれば、どうやら、大阪での通商会社による貿易独占は継続されていた可能性が濃厚なのではないか、ということである。つまり、明治三年三月に居留地新聞が報じ、六月にイギリス外交官が認知したところのこうした状況を、我々は「大阪抗議一件」の記録をもつて重ねて確認できる、と考えてよいのではないか。

通商会社・貿易商社に対する七月十三日のパークスからの「第二の抗議」は、明治政府編纂史料での叙述や先行研究の認識とは異なり、十分に根拠があるものと考えられる。⁽³⁸⁾

第四節 通商司問題の後景化

大阪での通商司政策をめぐる両国外交文書の記録は、以上でほぼ終了

する。両者の大阪での係争は、他の事案、例えば居留地の警衛官員が貿易品検査に関与していたと疑われる件、あるいは外国商社が雇い入れた日本人へ現地当局が不要な詮索を加えたと疑われる件など、なお多岐にわたって継続されていく。しかし、通商司をめぐるやり取りは、七月十三日の「厳敷掛合」に端を発したにしては、明確な決着が図られることなく徐々に後景化していく。このことは、この時点で重なり合っていた新潟の動きと関連させて理解すべきであろう。新潟へは、七月中旬、通商正の中島信行が現地通商司を撤退させるために乗り込んでいた。中央の意思に服さない現地官員は強制的にでも排除する、という明治政府の姿勢は、すでに明らかにされていたのであり、パークスはこの後の八月三日の澤外務卿との談判でも、政府中央の強い姿勢を確認していた。この点は、第三章（四九一頁）で改めて扱う。

一方、大阪府は、八月十四日の協議で、商業一般及び通商会社の管掌は大阪通商司、としたものの、その大阪通商司への不信感からであろうか、本件を同司任せとしてはいなかった。同年十月十二日、大阪府は次の布告を発した。⁽³⁹⁾

「新規ノ商業其外トモ、先々当府へ願出、見届印ヲ受候上、通商司へ可罷出、以来当府へ無断、彼司へ願出候義、不相成事」

新たに商業などを営むことを希望する者は、通商司へ直接その届け出をするのではなく、府を経由すべし、としたこの布告は、外国貿易商社に限ってのものではない。しかしながら、布告の時期からすれば、イギリスからの度重なる強い「外圧」に対応して、結局は、府自らが、貿易商社を含めた既存商人らの恣意を監視できる手続きの流れを整えた、と筆者は捉える。

もつとも、大阪商人の独占傾向は一片の、あるいは数片の布告をもって解消するほど淡泊なものではなかった。株仲間はその後も残存し、明治五年四月十七日の布告によって一応の實質的解消に至った、とされる。⁽⁴⁰⁾

②大阪での経緯の舞台裏

第一節 イギリス側の舞台裏

(1)「大阪商社規則」への注目

さて、前章第一節（四七六頁）で示したとおり、大阪での通商司政策に対するイギリスからの抗議は、明治二年九月、領事ガワーが「大阪商社規則」の条文に注目し、その真意をすかさず日本側に質したことが発端であった。これは、筆者がすでに考察した新潟においては、現地での騒動が実際はかなり進展してから領事代理トゥループが抗議に及んだのとは若干事情が異なる。⁽⁴⁾「大阪商社規則」の規定ぶりは、それ自体が際立っていた、ということになる。

「大阪商社規則」に対するガワーの否定的見解は、公使パークスにも共有された。同年十一月、ガワーから同規則の英訳を受け取ったパークスは、本省に対して「会社規則を読み、私は、この規則の一部は貿易への著しい妨害を意図したものであり、条約がすでに外国人に与えている自由に対する侵害として抗議すべきもの、と見てとった」と記し、問題ありとする具体的な条文として、通商会社規則の第二十一条、第二十二條などを挙げている。⁽⁴⁾

それでは、パークスとガワーが注目した「大阪商社規則」には、全体としてどのような特徴があったのだろうか。イギリス側の舞台裏に立ち入るのに先立って、この点をまず確認しておこう。

「大蔵省沿革志」は、明治二年七月に草定された為替会社・通商会社の社則を記録する。⁽⁴³⁾この「草定社則」は、条文規定ぶりからして、全国を視野に置きつつ、東京本社を主眼に置いて練られたものであった。すなわち、例えば為替会社の「草定社則」には、横浜・新潟・箱館

には東京為替会社の支社を開設し、神戸・長崎には大阪為替会社の支社を開設する、とあり（第二十四条）、他に、横浜港に為替会社・通商会社を開設する、と横浜のことだけが特に別々に定められている（第十九条）。通商会社の社則でも、その第一条には「東京并二近国ノ商売ノ開市場ニ於テ商業ヲ営為セント欲スル者ヲシテ結社同盟シ…」とある他、特に東京本社と横浜支社のあいだの金銭融通のことだけが定められている（第十一条）。

その「草定社則」と同年八月の「大阪商社規則」とを比較してみると、為替会社に関しては、前者・後者とも全二十六条であり、各条文の内容に大きな違いはない。ところが通商会社に関しては、前者全二十四条に対して後者全三十四条と、条文数が大幅に増え、また内容的にも書きぶりの修正や条文順序の入れ替えなどが多く認められる。大阪の通商会社規則は、七月の「草定社則」を基に、独自に大幅に加筆された、という事情を見てとることができる。ここには、加えて、明治二年十一月のガワーとの談判（四七八頁）において山口が述べたように、「大阪商社規則は江戸の官員が知らなかったことである」といった事情も、併せ勘案すべきであろう。

その「大阪商社規則」の中の通商会社規則では、会社は国内流通に関する多くの業種を包含する大掛かりなものとされ、かつ、本規則に基づく結社は、新規営業の他者を排除するものである、ということが明示されていた。

すなわち、大阪通商会社は、まず何よりも、商品（米、呉服など）ごとに組織される大阪市中の数多くの商社の設立を前提としており、これに加えて、外国との輸出入品を扱う外国貿易商社、及び諸国諸税品売揃を総括するものとされた（第二条、第十九条）。また、商社加入は何人も自由であり、かつ強制ではない（第二条、第二十条）、とされたが、その一方で、前章で叙述したとおり、市中で新たな業種を営む場合には

通商会社に申し出るべきことが義務づけられ(第二十一条)、また、貿易商社に加入しない者の貿易関与は、すべて禁じられた(第二十二条)。

一方の、「大蔵省沿革志」が掲載する「草定社則」においては、そもそもが、外国貿易に係る結社のみが謳われており、市中すべての商業を対象とするものではない。したがって、「大阪商社規則」の第二条、第十九条に相当するものは全くない。また、同じく「大阪商社規則」の第二十一条、第二十二条に相当するものもない。⁽⁴⁴⁾ 条文のほとんどは、会社組織の幹部・社員体制、議決方法、拠出金分担、社内貸付金、等についての規定であり、さらには、東京本社に関する事務処理が詳しく定められている。

こうした比較からすれば、「大阪商社規則」は、商品ごとの問屋仲間(株仲間)の存在と、それらが形成する強固に排他的な商業秩序、あるいは全国諸藩の蔵屋敷を通じた商品流通の結節点としての機能、といった大阪の事情に対応し、かつ、貿易にとどまらず市中の商業全体にかかる、大きな枠組みのものであった、という特徴を有していたことがわかる。商業全体を包含する、その枠組みを背景として、既存の商人らが排他的に貿易を営む、という仕組みであった。「大阪商社規則」の策定者が創案したそうした独自性が、ガワの、そしてパークスのこの規則への注目を招来し、抗議を呼び込んだ。

「英国史料」を確認すれば、イギリスは、「大阪商社規則」の中の通商会社規則の第二十二条と同じほどに、同第二十一条を問題視していた、ということも、筆者は改めて強調しておきたい。この二つの条文が相まって、通商会社は貿易の完全独占を目論む巨大な装置、とみなされたのである。

(2) イギリスによる二つの調査

さて、「英国史料」からは、おそらくはそうした「大阪商社規則」へ

の注目を契機として、イギリスが日本の商業について調査に及んだことが確認できる。明治二年末以降、「大阪商社規則」が改廃されていく時期と並行して、その成果が表れていた。

イギリスによる調査の一つは、大阪における商業全般のありようであった。一八七〇年三月(明治三年二月)、公使館員アストンは「大阪の商業システムに関するメモランダム」と題した報告書を作成した。⁽⁴⁵⁾ 報告書はかなりの長文であるが、その中心である株仲間の実態に関する部分をかいつまんでまとめると、以下のとおりである。

「大阪の商業システムの第一の特徴は「問屋トイヤ(Toiya)」と呼ばれる卸売業である。卸の商人は業種ごとに「問屋仲間(Toiya Nakama)」または「問屋の組(Toiya no Kumi)」という、ギルド(guild)と訳しうるものを形成している。ここでは、取引のための規則、すなわち取扱手数料及び商品保管料の率のほか、取引のための会合の日などが定められている。規則の違反者は、法によって罰せられることはないが、他の仲間構成員との取引から排除される。ギルド構成員は、ギルド内のビジネス、特に役所との折衝を総括するための「行司(Gōji)」を交代でつとめる。その任期はギルドにより、ひと月から一年である。

問屋仲間は、従来、各々の仲間が定めている主な宿屋の一室において会合を行うのが常であった。しかし、ミカド政府は、昨年半ばから、中之島にある通商司(Finance Department)の建物付近にこの会合のための建物を設け、そこで会合することを強制した。ミカド政府の経済政策にとって、これは重要なステップであった。

大阪には五十九のギルドが存在する。この独占システムへの加入権は「株Kabū」と呼ばれる。ギルドへの新規加入は、他のギルド構成員による承認及び多額の支払いによって可能となる。「本報告書」には、五十九のOsaka Guilds(株仲間)の名称と株数上限が掲

載されている。」

このような独占は、大君政府によって黙認されてきた。廃止されたこともあったのだが、生命力が旺盛なこのシステムはすぐに復活した。長いあいだの慣習により、このシステムは日本の商人にとつて、それ以外のあり方はほとんど考えられないものとなっていた。一八六八年の革命以降、ミカド政府は強い力を發揮してこれを廃止したが、いくつかのギルドは首尾よく維持されてきている。

こうした株システムの廃止、中之島での会合の強制、さらには巨大な貿易会社の設立など、ミカド政府による新たな商業システムは、大阪商人のあいだの大きな不満の種となっている。

イギリスによる調査のもう一つは、日本における近代的経済思想の普及の把握であった。パークスは、七〇年三月三十一日（明治三年二月三十日）付の本省への公信に、当時の代表的な経済啓蒙書である加藤祐一著『交易心得草 前編』及び加藤弘蔵（弘之）著『交易問答』を英訳し活字化した小冊子二編を添付していた。⁽⁴⁶⁾ そのうちの『交易心得草 前編』は、公使館員アストンによる翻訳であった。⁽⁴⁷⁾ 当然ながら、パークスからの調査指示が想定できよう。

これらの著作物は、西洋経済思想の普及と実践に向けた、曙光期の指南書として知られているところである。『交易心得草 前編』は明治元年十二月に、『交易問答』は明治二年四月に、各々上梓された。外国と交易を行うことの利害を論じ、結論として積極的に外国交易に取り組む重要性を強調する、という点で両書は共通する。『交易問答』が保守的人物と開明的人物との対話形式をとって、現状に安住せず交易による発展の道を切り開いていくことの利点を、読者に対して心構えのように説いたのに対し、『交易心得草 前編』は、その外国交易を行うために必要な経済単位である会社及び銀行について詳しく解説し、進むべき具体的な手段を示すものであった。

パークスは、大阪での通商司政策をめぐる係争と並行して、このような情報収集を行っていた。

(3) パークスの分析と評価

そうした情報に基づいてパークスが加えた分析は、彼が七〇年四月（明治三年三月）に本省に対して行つた、大阪通商司に関する報告のなかの「この企て（通商会社の活動）」は官庁が基となつて行われている形跡があり、私は、アストンの助力を得て、両会社規則は大阪府のある官員によつて策定された、ということを確認できた。この官員は、私が先月三十一日付の公信で送付した『Scattered Remarks on Commerce』〔交易心得草〕という小冊子を著した者である。この小冊子は通商に関する近代的な考えの表明とみなすことができ、そこでの言辞及び議論の大部分は高い評価に値するものである。しかしこの書き手は、おそらくは商業についての経験不足から、通商組織をどのように設立し運用すべきかについて誤つた見方をしている、ということも容易に見てとることができる。また、小冊子及び両会社規則からすると、彼が属する政府内の一派の目的は、大阪の商業システムを形成してきた間屋ないしギルドを、小冊子の著者が設立を提案する新たな組織に置き換えようということなのかもしれない。（傍点は本稿筆者）

パークスは商業に関する二つの秩序、すなわち株仲間に見られる近世的システムと、経済啓蒙書が目指す西洋モデルの近代的システムとのせめぎ合いを冷静に把握していた。『交易心得草 前編』が示す方向性を日本政府が意図しているのであれば、その努力は評価に値するものであった。しかし現実には、大阪では当面の具体的方策として、既存ギルド（株仲間）を活用し、あるいはそれを更に強化する方向へ踏み出している、

とパークスは捉えた。こうした「巨大な独占」の試みが、パークスが認識した現実の通商司政策であった。

第二節 日本側の舞台裏

(1) 政府内急進派と通商司

『交易心得草 前編』では正しい方向を示しながら、経験不足に由来する過誤によって別の方向へ進んでいる、とパークスがみなした日本側の事情について、改めて通商司政策の成り立ちから確認している。

明治政府の通商政策は、慶応四年閏四月に設立された商法司に始まり、やがて通商司がこれを引き継いだ。明治二年二月に設置された通商司は、当初は外国官のもとにあり、同年五月には会計官へと移管された⁽⁴⁹⁾。商法司においても、また外国官のもとでも成績が上がらなかった通商政策は、政府内急進派が主導権を執る会計官のもとで、その本格的な取組が着手されたわけである⁽⁵⁰⁾。端的には、通商司は、急進派の若手官僚らによる、やや突出した政策企図であった。この点に関しては、前章第三節(四八一頁)で登場した松尾が、後年になって「通商司の権限……といふものは、通商司に附せられたのではなくして、殆んど伊藤、井上……私は其中に山口が入って居ると思ふが、其三人に委任せられたやうに思ふ。マア、伊藤、井上両公が主唱せられて、やはり山口が、固より同論だったのでせう、委任せられたのは、三人に委任せられたと云ふことに聞いて居る」と述懐している⁽⁵¹⁾。

その通商司には、まもなく、商業全般・金融・間接税など広範な政策領域が任せられた(同年六月)。また、政府の組織改正(「職員令」、同年七月)によって、通商司の所管はさらに民部省へと移された。民部省は大蔵省と事実上合併し(同年八月)、両省は卿・大少輔らが兼任となった。こうして、大隈重信(民部大蔵大輔)・伊藤(民部大蔵少輔)らは、広大な権限のもと、周囲からの少なからぬ反発をよそに、急速な文明開

化を志向する諸施策を推し進めていた。

通商司に関しては、東京通商司には伊藤、横浜通商司には五代、大阪通商司には井上・山口が配置された⁽⁵²⁾。彼らは、旧幕府時代の商業秩序の打破を目指したが、その打破のための具体的な手始めとはいえ、前章第一節(四七五頁・四七六頁)に見たように、政府から民間への強い勸説であった⁽⁵³⁾。その一方で、「大阪商社規則」にあるように、現状への一定の妥協を示した。

さて、大阪に移った井上は、同年八月には喫緊の課題である造幣事業にあたるため造幣頭専任となり、通商司を去った⁽⁵⁴⁾。また、横浜通商司に任ぜられていた五代は、すでに七月には官職を辞し、大阪で実業界へ身を投じていた。

そうしたなかで、動き出したばかりの大阪での通商司をめぐる雰囲気はどのようであったか。十月二十日、大阪の五代が大隈へしたためた、以下の書翰の文言が如実に伝えてくれている⁽⁵⁵⁾。

五代は書翰で、「今般、粗、承候処、山口子には帰朝之命相下り」と、現地通商司を率先する山口に東京への帰府の命が下った話に接したことに触れ、今や民にある自分ではあるが、としながら、大阪商人らの心境の代弁を含めて、彼の考えを訴えた。

「右〔山口帰朝の命〕に付、当処金満家中、大に嘆息いたし、下僕方〔五代自身のこと〕へ参り、頻に嘆願申出候。当夏以来、山口子在職にて、為替・通商共、昼夜御説得を受、漸、此節に至、粗、御趣法も理會いたし、両社共競立候処に、又御役人御替の風評有之、御役場の相替候度毎に、かならず御趣法相異り、今迄手を下候儀も、水泡と相成……」

山口が早や転任すると聞いて、商人らが私のところに嘆願に来ている、商人らは、その山口の説得を受けて、ようやく少しずつ新たな仕法を理解しかけたというのに、また役人が代わるのか、と嘆いている、人が変

われればやり方も変わる、これまでの努力も水の泡となってしまふ。五代はそう大隈に告げたのであつた。なお、山口が帰朝を要する、との背景には、東京での急進派勢力が手薄となつていた、という事情があつた。⁽⁵⁶⁾五代の訴えが奏功したのである。山口はしばし大阪にとどまつた。そして、この書翰の約一か月後の十一月下旬、山口はパークスによる「第一の抗議」に晒された。

この時のガワーとの談判において、山口は「商人らの従来のやり方を一定程度容認することで、私は彼らからの信頼を得たいのだ」(wishes to gain their confidence)と述べた、と「英国史料」ではメモされている(四七八頁)。山口自身とすれば、例えば、問屋仲間の寄合(のような会合)を中之島の通商司の建物内であれば認める(四七八頁、四八四頁)、といった大阪商人らへの譲歩は、彼らからの信頼を得るための、正しい方向への一歩であつた。そして、そうした譲歩は、彼のたゆまぬ勧説と相まつて、幾分かは効果を出し始めていた。だが、イギリスはそのような譲歩を見逃しはしなかつた。

山口が去つた後の大阪の様子は、井上が翌明治三年三月三十日付で大隈・伊藤に宛てた、次の書翰から窺える。⁽⁵⁷⁾

「通商司・為替通商両会社之義も、只今之通不規則にては、甚以後害可恐事と奉存候。何分、此往百事手を下す、今少し下情も可成丈細密に洞知、些少之事件にても規則後法と相成候様無之ては、始ては止み、実に人民之望を失し申候」

規則の定まらない今のような通商司では、実に害が大きい。様々なことに手を出して、仔細に世情を洞察せず、いったん定めたものが法とはならないようでは、人民からの信頼を失つてしまふ、と井上は憂えた。当然ながら、「大阪商社規則」の廃止が背景にある。

そうした状況は、大阪ばかりではなかつた。三年五月、新潟通商司をめぐる、大隈・伊藤がパークスとの談判に臨んだ際に、彼らは「初め

に通商司を設けた際には、自分たちが担当するつもりであつたのだが、他の者が担当したために、見込み違ひとなつてしまつた(最初此官を設候節、拙者共相掛り候積之処、他人被命候間、拙者共とハ見込違ひ之廉も有之)」とパークスに述べたのであつた。⁽⁵⁸⁾民部・大蔵省が広範な諸課題に取り組むなか、明治二年十一月には、それまで空席であつた通商正に、急進派としては名が挙がることのない中島が就任してゐた。⁽⁵⁹⁾右の発言は、あるいはこのことを指すのであろうか。

政策の変容に関しては、以下に示す『明治財政史』の記録が、また別の手掛かりを与えてくれる。三年七月、パークスからの「第二の抗議」を受けた後、大阪府と大阪通商司とが「通商会社を管掌すべきは貴方である」と消極的権限争いを演じる過程において(前章第二節、四八一～四八二頁)、大阪通商司は、同司が通商会社を管掌しきれない事情を、東京の本司に対して次のように述べていた。⁽⁶⁰⁾

「当司御委任ノ諸権云々ハ、未タ逐件取扱方相立不申、…右諸権ノ儀、先般伊藤少輔殿ヨリ、右ハ、最初通商事務専任被仰蒙候三五名ノ御一身二止り候事ニテ、御転任相成候ニ付随テ、諸権御委任ノ廉、当今通商司ニハ無之儀ト可相心得旨被申聞…」

通商司に委任された権限は、まだ逐一取扱いが定まつてはいない。伊藤少輔の話では、最初に通商司の指揮を一身に任された三名から五名ほどの者は、徐々に転任したので、それらの権限はもはや通商司にはない、とのことであつた。大阪通商司はそのように弁解してゐた。

この大阪府との消極的権限争いにおいて、大阪通商司は、当初は「通商会社は府の管掌であるはず」と言い張り、最後には「府が管掌してくれないか」と泣きついたが、これには、同司としてもそれなりの事情があつたのであろう。右の大阪通商司の弁解が、伊藤の真意を正確に反映したものかどうかは定かではないが、この時点で通商司政策が大きく後退してしまつてゐた、ということは事実と認められよう。

(2) 加藤祐一の蹉跌

政策のこうした消長を、いま一度、今度は加藤祐一という人物に焦点を当てながら、改めてなぞっていかう。

前節で記したように、パークスは本省に対して、「大阪商社規則」の策定者は『交易心得草』の著者（加藤祐一）である、と伝えた（四八五頁、筆者傍線部分）。しかし、このことをアストンの助力を得て確認した、とする以外、パークスはその根拠を説明していない。これまで研究史において「大阪商社規則」の主筆が誰であったかが論じられたことはないようだが、それがまさに加藤であろうことは、当時の状況を考えれば容易に領ける。前章第三節（四八一頁）で示したとおり、「大阪抗議一件」が記録する明治三年八月十四日の大阪府と大阪通商司の談判によれば、大阪通商会社の管掌は、加藤の転任に合わせて大阪府から大阪通商司へと移った。すると、加藤は通商司政策の実務面での中心人物であったのだらう。

加藤祐一は、後年、大阪商法会議所の設立時に会頭・五代友厚を支えた人物として知られているが、その前半生の経歴は主に外国貿易の行政事務担当としてのものであった。⁽⁶¹⁾幕臣であった加藤は、嘉永七年（一八五四）以降、下田、横浜に勤務し、慶応四年四月に横浜港が新政府に接収された後も、引き続きこの貿易の現場で奉職した。そして、同年八月までには、開港したばかりの大阪の貿易事務に従事するため、大阪運上所へ移った。『交易心得草 前編』（明治元年十二月）を上梓したのは、大阪に移って半年足らずの時点であった。その後、翌二年一月に大阪府外国事務局（大阪運上所から改称、のち大阪府外務局）で一等役に任ぜられた。この頃は、大阪の外国事務局判事・大阪府判事などとして活躍していた五代の部下、という立場にあった。

更に加藤は、二年六月に大阪通商司が設置されると、時期は定かでは

ないが通商大佑として同司へと転じた。加藤が、あるいは山口などの指示を受けながら「大阪商社規則」の策定（明治二年八月）に携わったとすれば、この転任の前後ということになる。

こうした経歴からすれば、加藤は、政治的に急進派と呼ぶべき人物ではなからうが、むしろ実務者として、政策意図の理解につとめ、貿易現場での豊富な実務経験を生かして、新政府の政策運営を支えた人物、と言えよう。

加えて、明治三年三月の同規則の改定にあたっては、加藤はその策定の伺い書を民部省へ提出している。これも前章で記したとおりである（加藤通商大佑及び多久通商権少佑から井上民部大丞への伺い書、前章第三節（四七九頁））。すると、改定規則の文言作成を主に担った人物もまた、この時点で通商大佑の職にあった加藤祐一であろう。

以上のことからすれば、筆者は、加藤祐一という人物を通じて、以下の四つの文書類を一つの脈絡で理解すべきと考ええる。

- ・『交易心得草 前編』（明治元年十二月）
- ・「大阪商社規則」（明治二年八月）
- ・改定「大阪為替会社・通商会社規則」（明治三年三月）
- ・『交易心得草 後編』（同年八月）

加藤は、『交易心得草 前編』を通じて、「会社」・「商社」の概念の普及に努めた、最も早い時期の人物であった。対外自立を目指す強い意思を示しつつ、そのためにも商業システムの早急な近代化を説いた。新たな事業を起こすために資本を出し合う、という共同出資会社について、加藤はこの同著のなかで次のように述べる。

「交易の仕かたは、外国人は…商社商会などと唱へ仲間をたてて商ひをする故、たとえば千両の入用ありても千軒の仲間にて一両づつ出し手軽にととのふ也、我國の商人にも仲間といふものあれども、…仲間の外の人の同商売をするのを妨ぐるまでの仲間にて、其商売

の事に付てよき見込ある他の人の害になるのみ、何の役にもたらず」西洋から輸入された会社・商社という概念を正しく理解することは、当時の人々にとつて容易なことではなかつたはずである。しかし、伊藤や井上、五代ら洋行経験者が加わつた通商司政策において、会社・商社は従来の株仲間とは区別されて考えられていた。右の加藤の言葉は、そうした理解を明快に表現したものであるとして、当時としては画期的であつた。⁽⁶³⁾

その加藤が、実地においては、「大阪商社規則」に見られるように、その株仲間極めて妥協的な姿勢で臨んだ。やはり『交易心得草 前編』で彼が記す、次のような大阪の現実を直視してのものであつたのだろう。

「大坂は人気のすすみ至つておそし、日本国中に大商家の多く集りたる地は、大坂に越えたるはなき程なれども、…交易はしてもせいでも、是迄の家業にて十分なりとて手だしをせぬ人、或は新規の事に手出しするは家風になき事など姑息なる論をたててせぬ人などある故也」

加藤とすれば、大阪において、対外自立に向けて現実に貿易に乗り出すということは、この地の商業秩序を自明の正しいあり方と信じてきた、そうした大店どころを、上司である山口とともに、通商会社へ、貿易商社へと引き出すことであつた。山口と加藤は、そのために妥協した。すると、すかさずイギリスからの強烈な「外圧」に遭遇した。

通商会社の立て直しを図つた明治三年三月の改定「為替・通商会社規則」では、加藤は、外国と対峙する雰囲気を感じた。この改定規則の条文は、基本的には、廃止済である「大坂商社規則」を縮小し再整理したものであつた。しかし、筆者がこれを仔細に見ると、新たな要素として、実はそこに、日本が会社組織を通じて取り組むべき二つの事業分野を想定し、その規定を丁寧に盛り込んでいたことに気づく。その一つは機械製造（通商会社規則第二、第二十四）、もう一つは保険（通商会社

規則第二、第二十五、為替会社規則第二十）であつた。⁽⁶⁴⁾

会社を揺籃として、通商に加えてこれらに取り組み、という視点は、明治三年八月に上梓された『交易心得草 後編』において敷衍される。この書で加藤は、商社に関してはすでに前編でおおた語り終えており、論述の中心を保険及び機械（製造業）に据えたのであつた。保険に関しては、「諸請負の法」という言葉を用いて、航海における危険負担の問題を取り上げ、各国の保険制度を説明した。また、機械製造に関しては、経済発展のためには交通機関の整備や工場設置が必要であることを説いた。共同出資形態はこうした事業にも有効、というのである。⁽⁶⁵⁾ 近世を引きずる現実への対処に拘泥されながらも、加藤は先々を見据えていた、

ところが、そうした思想的な伸長とは裏腹に、現実の加藤は、この頃すでに久しく、大阪における通商司政策の混乱の責めを負う立場に回つていた。

明治三年五月三日、五代から大隈へ、以下のような書翰が宛てられた。⁽⁶⁶⁾

「然者、加藤祐一儀、此節東京通商司へ御召仕相成候趣にて、御召寄相成候由、然る処、同人にも浪花通商司取扱不行届より、ケ様の事に相成候儀と、余程恐縮罷在候趣、御承知之通、当所通商之儀は、主宰の先生方数々御代り相成、其人に仍て其人の所置相異、彼是不任心底事も有之候趣にて、全同人之罪共難申相考へ申候付、何卒御含を以、可然御召仕被下度奉願候」。

加藤は、大阪通商司で「取扱不行届」があつたので、東京通商司へ転任になるという。どのような「取扱不行届」かは、書面からは判然としない。五代は、責任者が代われればその人なりのやり方があるので、本人だけに責めを負わせるわけにいかないのでは、と加藤に同情的であり、右引用の後では、「其長所を以召仕候へは余程要を成す」者であり、「文

筆算計も相応有之」ので、目下課題の鉄道敷設事業には至当の人物、と大隈に周旋した。もはや、加藤は更迭が前提の立場であった。

同年八月十四日の大阪府と大阪通商司の協議(四八二頁)においても、もっぱら加藤は、通商会社をめぐる両者の管轄を曖昧とし、論争の種を撒いた、焦点の人物として話題とされるばかりである。この協議では、加藤に代わって松尾が事の收拾にあたった。

その松尾もまた、十一月三日、五代に宛てて通商司と加藤について以下のように記した。⁽⁶⁷⁾すなわち、「通商司も昨冬創立の時とハ、其勢大ニ衰、只今ニテハ廢司も同様」とし、「当今の至急ハ、矢張通商務ニ可有之。因て、今全通商ノ可取扱道ヲ定メ、御世話無之テハ、縮処、御国御損と奉存候へども、只今の様ニ通商司人望ヲ失してハ、他ニ向て口ヲ開とも、聞人も有間敷、又、当局ニ通商司事務総轄し、商律ヲ建ル程の人物も無之」と、通商司は、もはや何を言おうとも従う者がいないほど信頼を失つてしまい、統括できるだけの人物もいない、と現状を嘆いた。また加藤に関しては、この十一月の時点においても籍は通商司にあつたらしく、「同人〔加藤〕も、当今、司中ノ人望ヲ失し居候ニ付、当局ニテハ志も相立間敷と奉存候」、「不時ニ免職とも有之候てハ、甚困却至と、呉々心配致候」と案じている。

結局のところ詳細は不明であるが、おそらく加藤は、明治三年の初め頃から山口に代わって大阪通商司の指揮を引き取り、同年三月には「為替通商両会社規則」の改定をもって、政策の巻き返しを図った。しかし、加藤は大きく傷つき、遅くとも同年五月以降、もはやそこでの居場所を失っていた。そのような成り行きが推測される。それでも、おそらくは五代の世話もあって、同年のうちに兵庫県参事へと転身した。⁽⁶⁸⁾

加藤は、彼が綴った『交易心得草』という啓蒙書においては、光彩を放った。一方の「大阪商社規則」は、パークスからの厳しい批判の前に、蹉跌をきたした。しかしその努力は決して無駄ではなかったであろう。

う。政府が奨励する経済啓蒙の動きは、続く明治四年七月の渋沢栄一著『会社弁』及び福地源一郎訳『立会略則』の二著の官版によって更に進展し、会社・銀行設立の動きが本格化していった。加藤自身は、やがて病を得て兵庫県を辞職したが、その後、大阪で療養中に、この町の商人らの求めに応じて、商社の意義や設立方法、銀行の仕組みなどを口述した。極めて平易な言葉で説かれた、その『会社弁講釈』(明治五年七月)で、経済近代化に必要な知識を一般へ普及することに努めた。現場での長い実務と、大阪通商司をめぐる泥臭い折衝を経験したからこそその役回りを、加藤は果たした、と言えるのではないか。

③通商司政策の隘路

経済のあるべき方向性の理念・理論が、通商司政策の実践を通じて鍛錬を加えていく一方、その通商司政策自体は次第に隘路に陥っていった。時点を明治三年七月にまで戻し、第一章第三節(四八〇頁)を引き継ぎ「大阪抗議一件」の記録を確認しよう。

七月十三日、パークスから「厳敷掛合」を受けた外務省は、同日のうちに、現地大阪へ「即刻御廢止」「急度御処分」を命じた。先述したとおりである(四八〇頁)。外務省は、通商司を管轄下に置く民部省及び通商司本司を経由せず、大阪通商司に直接命じたわけであるが、その事情については、外務省は同じ書翰で「追て、本文之儀は民部省より可申遣候処、昨日民部卿大輔其外とも兼官御免、其跡改革中ニ有之、且、通商正は新潟出張中、差迫事ニ付、当省より直ニ申し遣」と説明した。

政局は、急進派の権限をそぐことを狙う、民部省・大蔵省の分離問題をめぐって、大きく揺れていた。⁽⁶⁹⁾七月十日に発表された両省の分離により、伊達宗城卿・大隈大輔・伊藤少輔らは、大蔵省専任となっていた。彼らが兼務を解かれた民部省は、後任が定まっていなかった。また、通

商正の中島は、新潟で騒動を引き起こした通商司支署を撤退させるため、現地新潟へ自ら赴いており、東京を不在にしていた。

外務省は、さらに同じ書翰の最後に「本文御処分相済候ハ、右廢止布告書等相添、至急陸便船便之両方より御報可有之候也」とも付け加え、パークスからの申入れへの対応を急ぐ緊迫感をあらわにした。

翌七月十四日、外務省は、就任したばかりの民部省吉井友実少輔・林友幸大丞に宛てて、この件は「一日も難打捨置事ニ付、今朝出帆之英船ニ托し大坂へ申遣」ったことを伝えた。そのうえで、「一体通商司之儀ニ付罷来苦情ハ、伊達大隈両氏へ過日来申立有之候間、承知之義と存候、就てハ昨日申置義も御相談之上可取計之処、切迫之義ニ付不及其儀候」とも付け加え、伊達・大隈もすでに承知であったとおり、かねてから懸案の通商司ではあるが、大阪の件は事態切迫のため当省から直接の現地指示となった、と告げたのである。⁽⁷⁰⁾

外務省は、民蔵分離問題が頂点を迎え、通商司を所管する民部省が混乱するなか、自らが通商司政策への厳しい「外庄」に晒されていた。しかも、それは大阪をめぐる問題だけではなかった。

⁽⁷¹⁾ この頃、外務省は通商司が新潟で惹起した騒動の対応にもあたっていた。明治三年一月以降、新潟においては、新たに設立された商社への地元商人の糾合が強制され、港の移出入品への高率の徴収金賦課、港での取引すべての商社への報告義務付け、などが布告されていた。四月中旬以降、外務省はこうした事態に対してイギリス公使館から申入れを受けており、五月三日には澤卿・寺島大輔が民部・大蔵省の大隈大輔・伊藤少輔とともにパークスとの直談判に臨んでいた。この談判でパークスは、「大阪でも事態が紛糾したが、役人が宜しからぬので商人が勝手なことをしている」と述べた。前年十一月から十二月にかけての「大阪商社規則」廃止に至る動きを指すのであろう。前章第二節（四七七頁）で紹介したように、大隈ないし伊藤が「通商司を設けた際には、自分たち

が担当するつもりであったのだが、他の者が担当したために、見込み違いとなってしまった」とパークスに漏らしたのは、この談判においてであった。

六月、現地通商司の不服従により紛糾の度を増している、との知らせを新潟県から受けた外務省は、数回にわたり、民部省に対して状況確認を求めたが、民部省からの明確な返答はなかった。

更には、大阪に関してパークスが「第二の抗議」を申し入れる三日前の七月十日、澤はまだ民部省の任にあった伊達・大隈とともに、改めて新潟の事態についてパークスと直接論じていた。大隈はここでも政府内の方針不徹底を漏らした。

八月三日、澤は新潟での事態に関する談判において、パークスに対して「通商司ハ地方官之命にも従ざる様之事にて不都合故、も早廢却する之議有之候」と述べた。

さて、「大阪抗議一件」によれば、九月十五日、外務省は太政官（弁官）に対して通商司をめぐる経緯を次のように伝えた。同史料の最後となる文書である。

「通商司被建置候以来、各港にて屢不都合之義有之候ニ付、各国公使商議之上、我政府へ其件を可申立目論見有之、就ては是迄不都合之件々、此節彼方にて証拠取調居候由、弥各国一同申立候節は、其件之軽重に従ひ償金等不差出候てハ難相済場合ニも可立至風説有之候ニ付、是迄之儘にて差置候ては御不都合を生し可申候間、為御心得此段申遣候也」

外務省は、このままでは賠償問題が生じかねない、との「風説」まで持ち出して、たびたび外交問題を引き起こす通商司をこのままにしておいては不都合である、と政策の失敗を太政官へ伝達したのであった。

その通商司の長・中島は、新潟の係争処理の後まもなくの八月十四日、すでに通商貿易に関する調査のため訪米の途に就いていた。⁽⁷²⁾十一月には、

伊藤が銀行制度の調査のため、やはりアメリカへ旅立った。明治政府の経済金融政策は、次のステップへ歩み始めていた。⁽⁷³⁾

翌明治四年三月、大阪を含む各地の通商会社が通商司を離れ、府県の管掌下に入り⁽⁷⁴⁾、同年七月には通商司自体が廃止された⁽⁷⁵⁾。

まとめと考察

明治新政府による急進的改革は、大阪での通商司政策の展開にあたり、通商会社・為替会社を設立する取組を通じて、会社・銀行という近代資本主義に不可欠な経済単位の創出を目指した。政策の推進者は、そうした新たな結社は従来の株仲間とは全く異なったものである、と理解していた。しかしながら、大阪の現実には、理念をそのまま持ち込むことで動くものではなかった。急進派の理念は、実地に臨むと妥協を余儀なくされ、「大阪商社規則」は株仲間の結合の活用を図った。近世的商業秩序が強固な大阪において、政府は商人らに容易に受け入れられる形での政策運営に配慮した。そうした手法は、流通からの確実な収税、及び残存する藩営貿易の排除、といった並行する課題への取組の実効を期したものであったであろう。しかし、このやむを得ぬ妥協は、イギリスとの係争を生じさせる要因となった。パークスからの「第一の抗議」によって当初の目論見は早々に修正を迫られ、「第二の抗議」は、新潟での騒動と並行して、外務省を窓口とした明確な外交問題となった。そのような過程で、当初の政策推進体制もまた、徐々に弛緩を見せていった。一方、パークスは、通商司政策が西洋モデルの経済体制への改革を志向する政府内急進派によって先導されている、ということをも十分に理解しており、その方向性においては、彼らの企図を肯定的に評価している⁽⁷⁶⁾。しかし実際の政策運営においては誤りがあり、これを厳しく糾さねばならないと考えた。大阪での経緯を本省へ報告する公信のなかで彼自

身が記した文言を引用すれば、パークスは、「現在の政府は、商業を促進し中産階級を育成する重要性は理解しているといつてよいかもしれない」が、現実にとつての方策は、煎じ詰めれば「大阪の古いギルド制度をより強力な形式の独占に置き換えようとしている」ことなのではないか、と疑った⁽⁷⁷⁾。そして、大阪の経過は、「現地官員と商人らの動向を見続け、彼らが自由通商に反して常に実行するつもりは結託を監視することが、どれほど必要であるかを示している」と考えた⁽⁷⁸⁾。

これらは新潟での経緯と相似する。新潟でもまた、通商司政策は公律（政府）と私権（民間）との分界を明確に意識することなく進められた。すると強烈な「外圧」が加えられた。このことが直接的な引き金となり、政策は早期に破綻した。パークスが新潟での推移を本省へ報告する際に示した、「役人と商人とのもたれ合いを断ち切ろうとしている日本政府内の一派は、評価に値する。しかし実際に行っていることは、これまでを凌ぐ巨大な独占を生み出す試みである」という見解は、そのまま大阪にあてはまるものであった。そしてパークスは、「措置の成否は、政府が各開港場の現地官員や関係者らをどれだけしっかりと制御できるにかかっている。大阪と新潟で得られた経験からすると、こうした制御は不十分である」と見立てたのである。

しかし明治政府とすれば、明治二年十一月に山口がガワーに漏らしたように、大阪の商業の現場において官と民との分界を拙速に切り分けることは、実際の政策運営を危うくするものであった。そのため、官は指導と称して本来自由なはずの通商の真只中に分け入り、民はその指導のなかで自らの従来からの行動様式を維持した。そうしたありようは、果せるかな、すぐさま「外圧」に晒された。

結局のところ、この時点において、急進派が標榜する理念がそのまま政策として実現する素地が整っていたのか、という疑問が生ずる。通商司政策は、経済近代化の思想理解と実践手段の浸透、及び廃藩置県によ

る中央集権体制の確立、という時代の成熟に先立つものだったのである。しかし、為政者も商業者も、そこから多くの教訓を得たことは間違えない。

新潟及び大阪における通商司政策をめぐる経過の確認を経て、明確に見えてきたものは、明治政府によるひたむきな努力を、外国資本の擁護者たるパークスが圧力を加えて挫折させた、とする図式的な見方を超えたもの、すなわち、片や明治政府内における現状への妥協や政策の変容、そして蹉跌と前進、片やイギリスにおける克明な現状分析と政策理念への評価、その一方で政策実行者への不信任感、その結果としての強烈な外圧、という、双方のニュアンスに富んだありようであった。

イギリスの行動に関連して更によえば、実際、その情報収集力には驚かされる。新潟では伊藤による現地官員指示のための「書面へ下ケ札」⁽⁷⁹⁾、大阪では、「第一の抗議」での、具体的史料は欠くが、株仲間の否定及び「大阪商社規則」の廃止を導いた東京から大阪への何らかの指示（第一章第二節、四七七頁）、そして「第二の抗議」での、明治三年七月十三日の外務省から現地通商司への指示（第一章第三節、四八〇頁）。これら三つの、明治政府が現地向けて発した重要な内部文書が、あるうことか、イギリスと即座に共有されていた。いずれも、関連史料から推量すれば、明治政府が意識して漏らしていた可能性も高い。当時の明治政府とイギリスとの関係を如実に示しているものと言える。

イギリスは、各開港場に専門領事を布陣することによる情報察知能力及び現地交渉力や、アストンはじめ日本語に通曉したスタッフによる調査能力の点で、他の列強諸国から抜きん出ている。通商司政策に対する抗議においては、そうした能力、及びパークスの圧倒的な存在感・威圧感が遺憾なく発揮された。通商司政策への「外圧」が、イギリスによる、なかならずパークスによる圧力と同一視されてきたのは、十分に理由のあることであった。

通商司政策が外交問題化したのが、なぜ他ならぬ新潟と大阪であったのか、という点に関しても、回答への道筋はほぼ見通せたのではないかと。新潟と大阪はともに近世以来の港の歴史を有し、株仲間などの商業慣行が確立されていた。そうした既存の商業秩序が存在する港が、政治変革後、外国貿易に開かれた⁽⁸⁰⁾。そこに、新たな政府が先導する政策が直截的に実践された。通商司政策が展開する時点での、こうした両港の環境は、開港からすでに十年以上が経過した他の開港地とは異なっていた。

例えば横浜においては、売込商や引取商を通じた居留地貿易の形態が久しく成立していた。そうした国内商人には、まさに外国貿易を通じて台頭してきた新興の商人が含まれており、それら商人や旧来の商人が互いに競い、あるいは外国商社と個別の関係を築きながら、浮沈を伴う通商がすでに営まれていた。その横浜においては、大阪のごとく、官は指導と称して通商の真只中に分け入り、民はその指導のもと従来のある方を維持する、といった関係が成立する土台は存在しなかったであろう⁽⁸¹⁾。

日本側の官民が糾合を図り、パークスがそれをギルドではないかと抗議する、という対立の構図は、横浜においては、生糸貿易に関する生糸改会社設立をめぐる、明治六年に頂点を迎える。しかしこのことは、当時最大の貿易品を焦点とした、その係争内容の成熟度と深刻さからして、横浜がすでに新潟・大阪とは大きく次元の異なる局面にあったことの証左と捉えられる⁽⁸²⁾。

新潟及び大阪における、近世的な商人同士の結合、あるいは商人と為政者との結合は、部分的には、政策目的を容易に実現するための素地として働いたが、一方では政策意図の大きな誤解を招くものでもあった。民も、また官も混乱した。そして諸外国とも大きな摩擦を生じさせていった。こうしたことと、そもそも港が水深の浅い河口に位置し、大型船の出入りには不便であったこと、などが相まって、新潟・大阪ともに開港まもなくから外国貿易の停滞が始まった。

このような趨勢的な相似の一方で、更に掘り下げれば、新潟と大阪には相違の存在も指摘できよう。

その一つは株仲間の現状である。大阪の株仲間が根強く堅固であったことは、本稿でも縷々述べてきたところであるが、同じ頃、新潟の株仲間はすでに各段に弛緩していたとも考えられる。町の商業の中心であった廻船問屋の株仲間は、通商司による騒動からまもなくの明治三年十二月、全国の大方に先駆けて廃止された。⁽⁸³⁾新潟のトゥループは「新潟の商習慣で外国との交易を著しく妨げるものは、私には考えつかない」とパークスに報告している。⁽⁸⁴⁾したがって新潟においては、株仲間を母体として地元商人の糾合を図ったとしても、その前提条件は盤石ではなかったのではないか。

相違のもう一点は、通商司政策に関する官の取組である。

大阪での動きのなかには、山口・加藤といった、本来の政策理念を十分に理解していたであろう官員が登場する。彼らは、しかしその理念の実現を拒む現場に直面し、妥協に苦慮した。「外庄」に一蹴されてしまったものの、本稿で跡をたどった彼らの歩みは、次のステップへと連なる、商人らとの切磋琢磨であった、とみなせるのではないか。

一方の新潟の官員らには、理念と現実との乖離に苦慮する、といった葛藤さえなかったのではないか。商人糾合にあたっては、大阪のように地元商人への勧説に努めた記録は見当たらず、さりとて株仲間が弛緩している新潟では、既成の商人同士の結果を活用する効果も限られていた。ひたすら強庄と露骨な懐柔とで、彼らが理解する政策目的の実現を図るばかりであった。それゆえに、新潟での通商司政策は極端な短命に終わり、通商司の試みは、この港の歴史のなかの特異な、単なる過誤の刹那として、人々の記憶から遠のいた。そして、外国貿易港としての新潟は、明治半ばには忘れ去られてゆく。⁽⁸⁵⁾

他方、大阪は開港当初は振るわなかった貿易がやがて伸長する。⁽⁸⁶⁾大阪

での通商司政策から得られた教訓は、大阪のみならず全国的にも我が国の経済近代化に生かされていったと言える。

筆者は、本稿を通じて、我が国の経済近代化に向けた明治初年の取組であった通商司政策をめぐる外国側との係争に関して、これまでに考察した新潟に加えて、大阪での経緯の解明を試み、それらの全体像に迫ることができたものと考えられる。そして、こうした理解により、対外自立を目指した我が国の近代化への道程をさらに深く確認するための、一つの材料を加えることができたものと考えられる。

註

- (1) 拙稿「外庄」が捉えた新潟における通商司政策」『東北アジア研究 21号』（東北大学東北アジア研究センター、二〇一七年）。
- (2) 拙稿「明治三年・新潟通商司をめぐる騒動」『新潟史学 第76号』（新潟史学会、二〇一八年）。
- (3) 外交史料館所蔵「新潟通商司ノ処置貿易ヲ妨害スル旨英国公使抗議ノ一件」（三門三類七項一号）、同「大阪通商司並居留地経営ノ官吏貿易ニ干渉シ条約ニ違反セル旨在本邦英吉利国公使抗議一件」（三門三類七項三号）。
- (4) 新潟において新潟通商司・新潟通商会社が新たな動きを見せていることに関して、当初、イギリスの新潟領事代理トゥループは、彼の目前で展開されている事態が新潟特有のものなのか否か、判断がつかかねていた。そのトゥループからの報告に対して、パークスは、新潟及び大阪・兵庫だけの特殊な状況である、と返答した。前掲注（1）の拙稿二六頁を参照いただきたい。
- (5) 菅野和太郎「大阪通商会社及大阪為替会社」『明治大正大阪市史 第五卷』（大阪市、一九三三年、復刻一九八〇年）。
- (6) 「会社全書」『日本金融資料 明治大正編 第一卷』（日本銀行調査局編、一九五五年）、「大蔵省沿革志 下」大内兵衛・土屋喬雄『明治前期財政経済資料集成 第二卷』（明治文献資料刊行会編、一九六二年）、「明治財政史 第12卷」（明治財政史編纂会編、一九〇三年）、など。
- (7) 菅野和太郎「日本会社企業発生史の研究」（岩波書店、一九三二年、復刻一九九五年）一一〇～一二七頁。
- (8) 「大阪府令・布達」『明治大正大阪市史 第六卷』、「外務省往復文書」『領事往復文書』『明治大正大阪市史 第七卷』（ともに大阪府、一九三三年、復刻

- 一九八〇年)。
- (9) 問宮国夫「明治初年における通商司政策」『社会科学討究 第13巻第2号』(早稲田大学社会科学研究所編、一九六八年)。
- (10) 青山忠正「幕末維新期の貿易政策―兵庫商社と商法司・通商司」『大阪商業大学論集 第77号』(大阪商業大学商経学会編、一九八六年)。
- (11) 「大阪商社規則」の全文は『明治文化全集 第二十二巻 経済編』(一九二九年)に所載されている(四七八―四八八頁)。
- (12) 「明治大正大阪市史 第六巻」一〇九―一一〇頁。
- (13) 概ね「大阪通商会社及大阪為替会社」によって経過を叙述した。
- (14) General Correspondence, Japan (F.O.46/125) Parkes to Clarendon, No. 60, Encl. 3: Gower to the Japanese Authorities for Foreign Affairs at Osaka, Oct. 22, 1869. (以下、本文ではイギリス外交文書 (FO文書) を「英国史料」とする。なお「英国史料」及び居留地新聞は、すべて横浜開港資料館において閲覧可能)
- (15) 日英修好通商条約の第十四条には、「貌利太尼亜人、開きたる各港に諸品物を輸出し、売払、または買入、輸入する事、自由なるべし」¹⁾「双方の国人、品物を売買する事、総て障なく、其私方等に就ては、日本役人への立会はず、諸日本人は、貌利太尼亜人より得たる品を売買し、或は所持する事、俱に妨なし」とあり、貿易に対して政府が関与しないことが規定されている(『法令全書 自慶応三年十月至明治元年十二月 付録 第四』内閣官報局、六〇頁)。
- なお、新潟においても、明治三年三月二十七日、新潟通商司及び新潟商社による措置に対する同種の抗議書翰がイギリス領事から新潟県知事に発せられたが、そこでは、抗議の根拠は両国修好通商条約第十四条への違背である、と明記されている(『新潟県史 資料編13 近代1』(新潟県、一九八〇年)一〇八〇頁)。
- (16) (F.O.46/125) Parkes to Clarendon, No. 60, Encl. 1: Gower to Parkes, Dec. 6, 1869.
- (17) The Japan Times' Overland Mail, December 30, 1869.
- (18) The Hiogo News, January 26, 1870.
- (19) 前掲註(18)と同じ。記事のうち該当箇所の原文を以下に抜粋する。
I hear that Sir Harry Parkes was accompanied from Yedo by a Japanese official who had instructions to put an end to the proposed monopoly. No time was lost: the English Minister arrived in Kobe on the 23rd ult., and on the 26th a letter was addressed to the foreign consuls in Osaka.
- (20) 前掲註(18)と同じ。
- (21) 「領事往復文書」『明治大正大阪市史 第七巻』四三二頁。なお、「明治財政史 第12巻」三四四頁にも同じ文書が掲載されているが、書翰の最後の部分が、「右不用之条々相改候様、両会社共ヨリ、申達シ候」(傍点は筆者)と、「関連条文を改めたい」と両会社から申し出があった「かのような文書となっている。そしてまた、菅野もそのように引用し、「大阪商社規則」の一部効力停止は、外国商社からの抗議を受けた両会社が、自ら申し出たものであった、と推論している(『日本会社企業発生の研究』一七六―一七七頁)。しかし、これは明らかな誤りである。会社が役所に申達した、という用語法は極めて不自然であるし、居留地新聞に掲載されている英文も、「I have therefore ordered the above-named companies to change the said articles.」(その条文を改めるよう、私(山口)が両会社に命じた)となっている。
- (22) The Hiogo News, December 24, 1869.
- (23) Embassy and Consular Archives, Japan: Correspondence (F.O.262/No.194) Gower to Parkes, No.25, July 26, 1870, Encl. 2.
- (24) The Hiogo News, January 8 and 15, 1870.
- (25) (F.O.46/125) Parkes to Clarendon, No. 60, April 19, 1870.
- (26) (F.O.46/125) Parkes to Clarendon, No. 60, Encl. 1: Gower to Parkes, Jan. 10, 1870.
- (27) 「明治大正大阪市史 第六巻」一三三―一三四頁。ただし、同史料では布告日が明治二年十二月二十日とされている。
- (28) 「明治財政史 第12巻」三四四―三四五頁。
- (29) 「大蔵省沿革志下」二七六―二八〇頁。
- (30) The Hiogo News, April 16, 1870.
- (31) (F.O.46/126) Parkes to Clarendon, No. 122, Encl. 2, James J. Enslie's memorandum on Conduct of the Government Trading Company, July 15, 1870.
- (32) (F.O.46/126) Parkes to Clarendon, No. 122, Encl. 1: Gower to Parkes, July 26, 1870.
- (33) 前掲註(3)の「大阪通商司並居留地経営ノ官吏貿易ニ干渉シ条約ニ違反セル旨在本邦英吉利国公使抗議一件」。以下、「大阪抗議一件」とする。
- (34) (F.O.46/126) Parkes to Clarendon, No. 122, August 22, 1870.
- (35) この政策調整の様子は、「大阪抗議一件」のほかに、菅野が依拠した史料の一つである「外務省往復文書」『明治大正大阪市史 第七巻』にも所載されている。ただし、「大阪抗議一件」は、外務省と民部・大蔵省との書翰など中央政府内の往復文書類を含む点で、より詳細である。
- (36) 松尾臣善(のちの第六代日本銀行総裁)は、『世外侯事歴 維新財政談』(沢田章編、一九二一年、復刻一九七八年)によれば、明治二年半ばから同三年十月までは京都を本拠として活動していた(二四八―二五五頁)。「大阪抗議一件」には、八月十四日の談判は「松尾出府」のうえで設けられた、といった趣旨のことだけが記されており、判然としないが、この時松尾は、大阪府と大阪通商司との争い

- を取捨するために京都から大阪を訪れ、両者の直談判を仕切った、と推測される。
- (37) 五厘銀(五厘金)とは、貿易品の取引高に準じて千分の五を徴収し、これを蓄積して居留地附近の施設整備に活用する、という貿易同業者のための「一種の共同拠金」であった。その措置の妥当性に関しては種々議論があったが、明治十二年まで存続した。詳細は『大阪税関沿革史』(大阪税関編、一九二九年)二六七～二九〇頁。
- (38) 『明治財政史 第12巻』は、政府がすでに独占を禁じる布告を發出し、外国側が疑念を抱く条文を含んだ両会社規則を改正したのだから、パークスからの抗議は全く根拠がなかった、とする(三四一頁)。菅野もまた、『明治財政史』の右の叙述を論拠として、イギリスの抗議は「誤解」に基づくものであり、「全然その理由がなかった」とする(『日本会社企業発生史の研究』一七七～一七八頁)。こうした見解が誤っていることは、本稿から明らかである。
- (39) 『明治大正大阪市史 第六巻』一七三頁。
- (40) 明治新政府は、慶応四年正月、戊辰戦争勃発後の大阪支配にあたり、取り敢えずはそのまま株仲間の存在を許可し、人心の安定を図った。しかし、やがて商法司を設置し、勸商と商業取締りの新たな施策に着手した。すなわち、大阪においては同年五月、「商法大意」が布達され、株仲間に改変を加えた上で、これを新たな政府許可の対象とした。また、商法司に代わった通商司においては、諸種の商社の設立が奨励された。ところが、それらの多くは株仲間を基礎としたものであった。民間では、「商法大意」に基づく商法司下の新たな許可も、旧来の株仲間がそのまま公認されたものと受け取り、株が売買されることもあったという。以降は、本稿で見たとように、明治二年十二月、従来の株仲間を制約し小売業の新規開業を認めることを布告し、さらに三年十月には、改めて商社加入済会社の志意が排された。
- 明治五年四月、「自今、諸仲間と唱へ候類は総て解放申付、兼て差出有之諸仲間前帳は、悉皆焼捨候」とする仲間解放令が最終的に布達された。しかしながら、翌明治六年には、「仲間解放令によって無資本の奸商が輩出し、種々の不正行為が行われている」とした同業組合の設立運動が盛んとなり、新規の営業を束縛した。そのため、大阪府は明治七年、八年にも、新規営業は自由である旨を繰り返し市中に伝えざるを得なかった。『大阪商工会議所百年史』(大阪商工会議所編、一九七九年)三四～四八頁、及び『新修大阪市史 第五巻』(大阪市、一九九一年)三三三～三三三頁を参照。
- (41) 新潟の領事代理トゥループは、明治三年一月の新潟通商司の活動開始以降、いくつかの布告がなされ、新潟商社のもとへの地元商人への糾合、及び商品流通への新潟通商司の関与が加えられていくのを察知していた。また、こうした布告を町内で周知することを拒んだ検断職の者が罷免されるなど、布告が地元で波紋を広げていく様子も確認していた。しかしながらトゥループは、度重なる布告によって新潟港の商品流通が著しく停滞する事態に至った三月二十七日になって、ようやく新潟県知事に対して、布告類が英日両国条約の第十四条に反する、として抗議書翰を發出した。前掲註(1)の拙著を参照。
- (42) 『F.O.46/125』 Parkes to Clarendon, No. 60, April 19, 1870.
- (43) 『大蔵省沿革志下』二二〇～二二四頁。
- (44) もっとも、「草定社則」には、第二十三(条)に「貿易商事ヲ生業ト為セル内国商売ノ、外国商売ト買ヲ経紀スルハ、其ノ自由ニ任カスト雖モ、本業外ノ物品ヲ売買シ、或ハ横浜港ニ於テ輸売商行ノ生業ヲ営為スルヲ嚴禁ス」とあり、貿易に関して新規の参入が一切自由であると認めているわけではない。しかしながら、もともと貿易を本業とする者の場合には、通商会社への加入・未加入に関わらず、従来どおりの取引を認めている点においては、「大阪商社規則」が社外者を一切排除しているとは異なる。
- (45) 『F.O.46/125』 Parkes to Clarendon, No. 60, April 19, 1870, Encl. 9. Memorandum on the commercial system of Osaka by Aston, March, 1870.
- (46) 『F.O.46/124』 Parkes to Clarendon, No. 52, Encl. 4, 5, March 31, 1870.
- (47) ここで言及した二つの啓業書が明治の早い時期から英訳され、外国人のあいだで流布していたことは、これまでも知られている(吉野作造『交易問答』及び『交易心得草』の英訳に就て)『閑談の閑談』(書物展望社、一九三三年)。しかし本稿のごとく、その英訳がパークスによる外交活動に直接関係したものであったことは、管見の限り、これまで知られていない。
- (48) 『F.O.46/No125』 Parkes to Clarendon, No. 60, April 19, 1870.
- (49) 通商司の所管の変遷に関しては、『大蔵省沿革志下』二五九～二八四頁、及び『大蔵省史 第一巻』(大蔵省財政金融研究所財政史室編、一九九八年)九～一五頁を参照。
- (50) 『大隈侯八十五年史 第一巻』(大隈侯八十五年史編纂会編、一九二六年、復刻一九七〇年)では、通商貿易は国の基礎であるにもかかわらず商法司・外務省のもとで成績が上がらなかったことに対して、大隈が「それを慨嘆し、伊藤・井上等等と志を同じうして、通商振興のことを太政官に建言した。その結果、『通商司政策』が実施の運びとな」った、といきざつが語られている(三三九頁)。
- (51) 沢田章編『世外侯事歴 維新財政談』一五〇頁。
- (52) 『大蔵省沿革志下』二五九頁。
- (53) 政府から民間への強い勧説によって変革を目指す、という手法について、『大隈侯八十五年史 第一巻』では、「さうした干渉主義を、素と自由なるべき民間事業の上に加へたのは、当時の人々がその方途に迷うて如何に進むべきかの指針を持たぬため、政府に於て暫く指導の必要を感じたからである。更に又、徳

川時代には諸商売に皆それぞれ問屋株なるものがあって、世襲的特権を有したので、その積習を一掃するには政府の威令を用ふるの必要があった」と説明されている(三四〇頁)。

(54) 『世外井上公伝』(井上侯伝記編纂会、原書房、一九六八年)四四一頁。

(55) 『天隈重信関係文書 5』(みすず書房、二〇〇九年)一一八―一九頁。『五代友厚伝記資料 第一巻』(日本経営史研究所編、一九七一年)にも同文あり(一一三頁)。

(56) 明治二年十月十三日付、井上から伊藤への書翰において、井上は、東京の状況を山口が「余程憂ひ、：傍觀之秋にあらず、就ては、根本之所力十分に無之ては、覚束なく候故、東京行と相決し申候」と、山口が東京帰朝を望んでいることを伝えている。井上は続けて、大阪・京都は民部大丞たる自分一人で十分なので、山口には東京へ行つてもらつて構わない、ただし、私(井上)がそれを山口に伝えては、山口がやりかけた仕事を私が奪うようになるので、それは気の毒である(尤、此一事、山口え小弟より申上候様御咄し有之候ては、山口仕懸り之業を奪ひ候様に当り候ては、甚以氣之毒に御座候)、そこはしかるべく処置してほしい、とも伝えている(『伊藤博文関係文書 一』(伊藤博文関係文書研究会編、一九七三年)一一四頁)。

(57) 前掲註(56) 一二四―一二五頁。なお、山口の転任時期は定かではないが、明治三年三月に加藤通商大佑らが、改定「為替通商商會社規則」の策定について、大阪に在任していれば直上であるはずの山口民部大丞ではなく、井上へ伺い書を宛てている(本稿四七九頁)、ということからすれば、山口はこの三年三月の時点までには大阪を去つていたと考えられる。その後、山口は同年五月、北海道開拓御用掛へと転じた。

(58) 前掲註(1)の拙稿二五頁を参照。一次史料(前掲註(3)の「新潟通商司ノ処置貿易ヲ妨害スル旨英國公使抗議ノ一件」)には、発言者が誰かは記録されていないが、談判参集者及び発言内容からして、大隈ないし伊藤のいずれかの発言である。

(59) 「大蔵省沿革志下」二六七頁。中島信行は明治二年十一月十三日に通商正に就任した。

(60) 『明治財政史 第12巻』三四二頁。明治三年八月十二日付の大阪通商司から東京通商司への書翰。

(61) 菅野和太郎『統大阪経済史研究』(清文堂出版、一九三五年、復刻一九八二年)一九五―二七頁。

(62) 内田四方蔵ほか編『開港への幕臣旅中日記―加藤祐一筆「旅中日記」―「挿画熱海日記」』(横浜郷土史研究会、一九九六年)。

(63) 高村直助『明治経済史再考』(ミネルヴァ書房、二〇〇六年)三一―三五頁を参照。

(64) 製造業と保険に関する規定は、中でも通商会社規則第二(一条)が中心である。以下に示す同条文の書きぶりからは、これら新たな取組への加藤の強い意欲とともに、この規定が外国側からの抗議を呼び込まぬよう、細心の配慮を払っていたことがわかる(以降条文のうちの筆者による傍点箇所が、そのことを示す)。

「第二(前略)社ト云ヒ会社ト云フハ、夥伴ヲ糾合スルノ謂ヒニシテ、即チ同心協力シテ、事業ヲ経営スルヲ其ノ本務ト為ス、故ニ糾合人員愈ヨ衆多ナレハ、則チ事業益々盛大ニシテ、其ノ成功モ亦タ容易ナリトス、特ニ汽船汽車ヲ製造シ、海陸運輸ノ危険ヲ保任スル等ノ事業ノ如キハ、最モ糾合人員ノ衆多ナルヲ便ト為ス、然ルモ、商會ニ加入セス、旧ニ仍リ商業ヲ営為スルモ、本社ニ其ノ自由ニ任カス、各會會員、決シテ他人ヲ要強シテ其ノ商會ニ加入セシムル如キノ行為有ルヲ得サレ、(後略)」

(65) 加藤は、共同出資を論ずるに際して、「交易心得草(前編後編とも)を通じて「商社」という用語を使っているが、ここでの加藤の保険業・製造業への言及は、「商社」なる用語が「会社」へと置換される過程を想起させるものである。すなわち、『明治経済史再考』(二〇―三二頁)によれば、共同出資による事業体を表す用語として、当初は「商社」が優勢であったのは、開港後の我が国がこうした企業形態を切実に必要とした分野が貿易ないし商業であったからであった。しかし、やがて他の各種の産業分野における共同出資が現実問題となるに及んで、語感としてそれらに馴染まない「商社」が「会社」という用語に取って代わられていった。

(66) 『大隈重信関係文書 5』一一三頁。

(67) 『五代友厚伝記資料 第一巻』一三七―一三八頁。

(68) 『開港への幕臣旅中日記―加藤祐一筆「旅中日記」―「挿画熱海日記」』

(69) 当時、明治政府の政策の主導権は民部・大蔵省が握っていたが、維新から間もなく民政一般が疲弊と圧迫を蒙るなか、そうした急進的な施策展開を嫌う勢力も大きかった。明治三年三月以降、この対立が次第に顕在化し、同年六月には、大久保利通・広沢真臣・副島種臣・佐々木高行の四名の参議が、辞表を楯に、急進派官僚の権限を削減するため、両省を分離するよう迫った。そして、民部省・大蔵省の分離が七月十日に実現した。佐々木克「民・蔵分離問題」についての一考察(『史苑』第二九巻 第三号、一九六九年)、及び松尾正人「明治初年の政情と地方支配―「民蔵分離」問題前後―」(『土地制度史学』第九一号、一九八一年)を参照。

(70) 「大阪抗議一件」では、本文のように、民蔵分離後、通商司は民部省の新たな陣容に引き継がれている。もっとも、七月二十二日、通商司の管掌は民部省から大蔵省に移され、大隈・伊藤らの手に戻ってくることになる。

(71) 以下、新潟での経緯に関する叙述に関しては、前掲註(1)及び註(2)の拙

稿を参照願いたい。

- (72) 「大蔵省沿革志下」二八七頁。
- (73) 伊藤は、明治三年十一月から翌四年五月まで訪米し、銀行制度の調査を行った。帰国後、その調査の成果をもとに、新貨条例が制定され、国立銀行制度が創設されるなど、本格的な銀行制度が確立されていくことになる。
- (74) 「大蔵省沿革志下」二九八頁。
- (75) 「大蔵省沿革志下」三〇一頁。
- (76) パークスが、通商司政策の性格を理解したうえで、これに肯定的な評価を与えていた、という点に関しては、新潟での経緯においても同様であった。すなわち、明治三年五月三日に明治政府と談判を行ったパークスは(四九一頁)、すでにそれ以前に入手していた伊藤の筆によると思われる書面(註(79)の「書面へ下ケ札」、及びその談判の場での大隈・伊藤の発言を通じて、この政策が明治政府内の急進派による西洋経済システムへの明確な志向に発するものであることを把握し、七〇年八月二十日(明治三年七月二十四日)、その趣旨を本省へ伝えた。前掲註(1)の拙稿(二四～二七頁)を参照。
- (77) (F.O.46/125) Parkes to Clarendon, No. 60, April 19, 1870.
- (78) (F.O.46/126) Parkes to Clarendon, No. 122, August 22, 1870.
- (79) 明治三年一月以降、新潟において通商司・商社の活動が始まって以降の布告類を、新潟県庁が中央政府へ送ってきたのに対し、伊藤はその布告類に下ケ札をする形で、布告類に示された公律と私権の混交を厳しく戒める文言をしたためた。現地官員に向けられた、その「書面へ下ケ札」は、明治三年四月二十二日の談判において、伊藤からイギリス公使館のアダムスに直接手渡された。前掲註(1)の拙稿(二一～二四頁)を参照。
- (80) 新潟は明治元年十一月二十九日(一八六九年一月一日)に、大阪はいったん開市した後の明治元年七月十五日に、ともに明治政府によって開港された。
- (81) 横浜における通商・為替会社の活動については『横浜市史 第三卷上』(横浜市、一九六一年)一六六～二二六頁。
- (82) 生糸取引をめぐるこの時期の係争については、前掲註(81)六一～一四〇頁。
- (83) 『新潟市史 通史編3 近代(上)』(新潟市、一九九六年)一五四～一五五頁。
- (84) 拙著『開港場・新潟からの報告―イギリス外交官が伝えたこと』(考古堂書店、二〇一一年)五三頁。
- (85) 新潟港は、明治三年に通商司政策が展開された時期あたりで、外国貿易の不振が決定的となり、その後も、特需があった一時期を除けば、回復することなく、明治十年代にはすでに本来の開港としての性格を失っていった。以降は、もっぱら日本海側の漁業者が北方海域(沿海州及び樺太沿岸等)で漁業を営む際の基地として、税関を備える港であることが活用されていくことになった。前掲

註(83)一七〇～一七一頁及び三二四～三三五頁を参照。

通商司の動向に関しては、例えば『新潟開港百年史』(新潟市、一九六九年)においてさえ、「通商司支署は、新潟では設置されなかったのではないかと」記述されるほど、近年まで、港の歴史の一部として知られることがなかった。

(86) 大阪港は、日本最大の商都の開港として、当初、外国商人から期待を持たれたが、その期待は実現せず、低迷が続いた。しかしながら、明治二十年代に入るとマツチ・紡績・金属などの輸出産業が勃興し、明治三十年代には、朝鮮・清国との輸出入が活況を呈した。特に、朝鮮貿易に関しては、その窓口とも言える様相を示した(『新修大阪市史 第五卷』三四一～三四四頁)。

原文引用に関しては、刊本、筆者による一次史料の翻刻ともに、原文の旧字体を常用漢字に改め、変体仮名はひらがなとし、読点を適宜付した。また、英文史料の訳・概要訳はすべて筆者による。

(国立歴史民俗博物館研究部プロジェクト研究員)
(二〇二〇年四月九日受付、二〇二〇年一〇月一六日審査終了)

Real Picture of *Osaka Tsushoshi* and “External Pressure”: From the Comparative Aspect with Niigata

AOYAGI Masatoshi

Tsushoshi, an agency of the new Meiji Government, was established in the 2nd year of Meiji in order primarily to oversee trading policy. It later held a wide range of policy areas including industrial development and finance. Their activities were also recognized as an effort aimed at the creation of economic units essential for modern capitalism, such as companies and banks, through the establishment of *Tsusho-kaisha* and *Kawase-kaisha*. However, the policy soon reached an impasse and ended up being a short-lived one. It has been pointed out that there was strong pressure of criticism from foreign countries as a factor in this failure, along with several factors inherent in the policy.

“External pressure” placed on *Tsushoshi* policy are mainly documented in the context of development of this policy in Niigata and Osaka. The author, who has already grasped the history of this policy in Niigata, examines here the history in Osaka, with a focus on diplomatic documents from Japan and the U. K. Through this understanding, the author studies relationship between *Tsushoshi* policy and “external pressure” as a whole.

As for the history in Osaka, it turns out that, unlike recognized by previous researches, strong protests from the U. K. over the policy were invited at an early stage after the start. Originally endeavoured with this policy by an enlightened group in the Meiji Government was the rapid modernization of the economy, but what was represented in “*the Osaka Shosha Kisoku* (the Osaka Trading Company Regulations)” was a policy framework that tried to find a compromise with “*Kabu-nakama*,” the exclusive bonds of certain merchants since the pre-modern era. The U. K. condemned this compromise, although they considered the policy philosophy itself right. Recognizing that what was being carried out was a government-led attempt at a huge trade monopoly, U.K. added harsh external pressure.

Before long, the movement in both Niigata and Osaka merged into a diplomatic issue, and the confrontation of policy course within the government became closely entangled with this matter. *Tsushoshi* policy gradually lost its driving force.

In the process of execution of the policy, the hastening movement of Japan toward economic modernization and independence without sufficient prerequisites caused frictions with the powers. The author clarifies this development through this article.

Key words: *Tsushoshi*, *Tsusho-kaisha*, Osaka, Niigata, Parkes
